

337
235



始

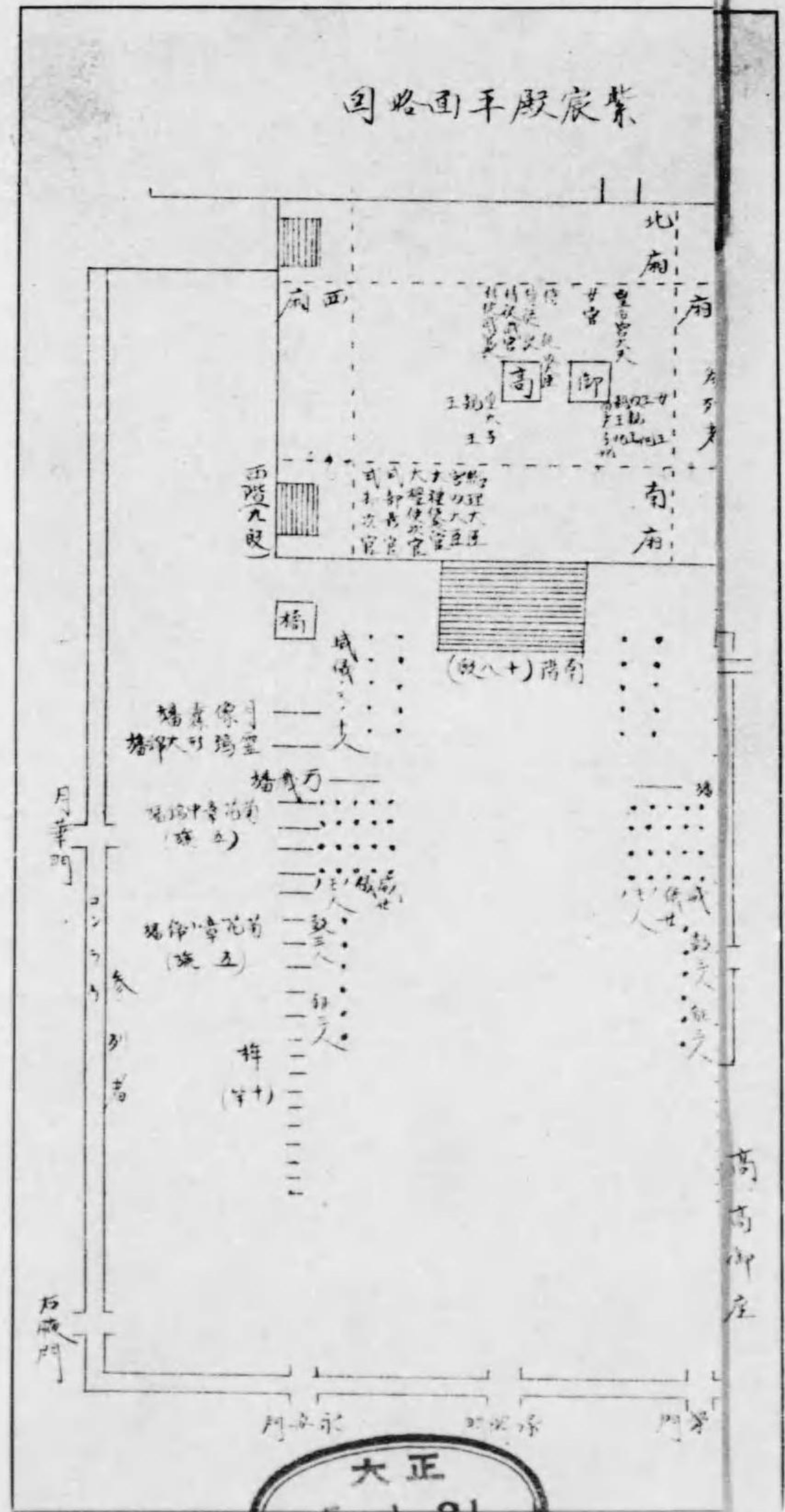


337-285

蕾之卷



紫宸殿平面图

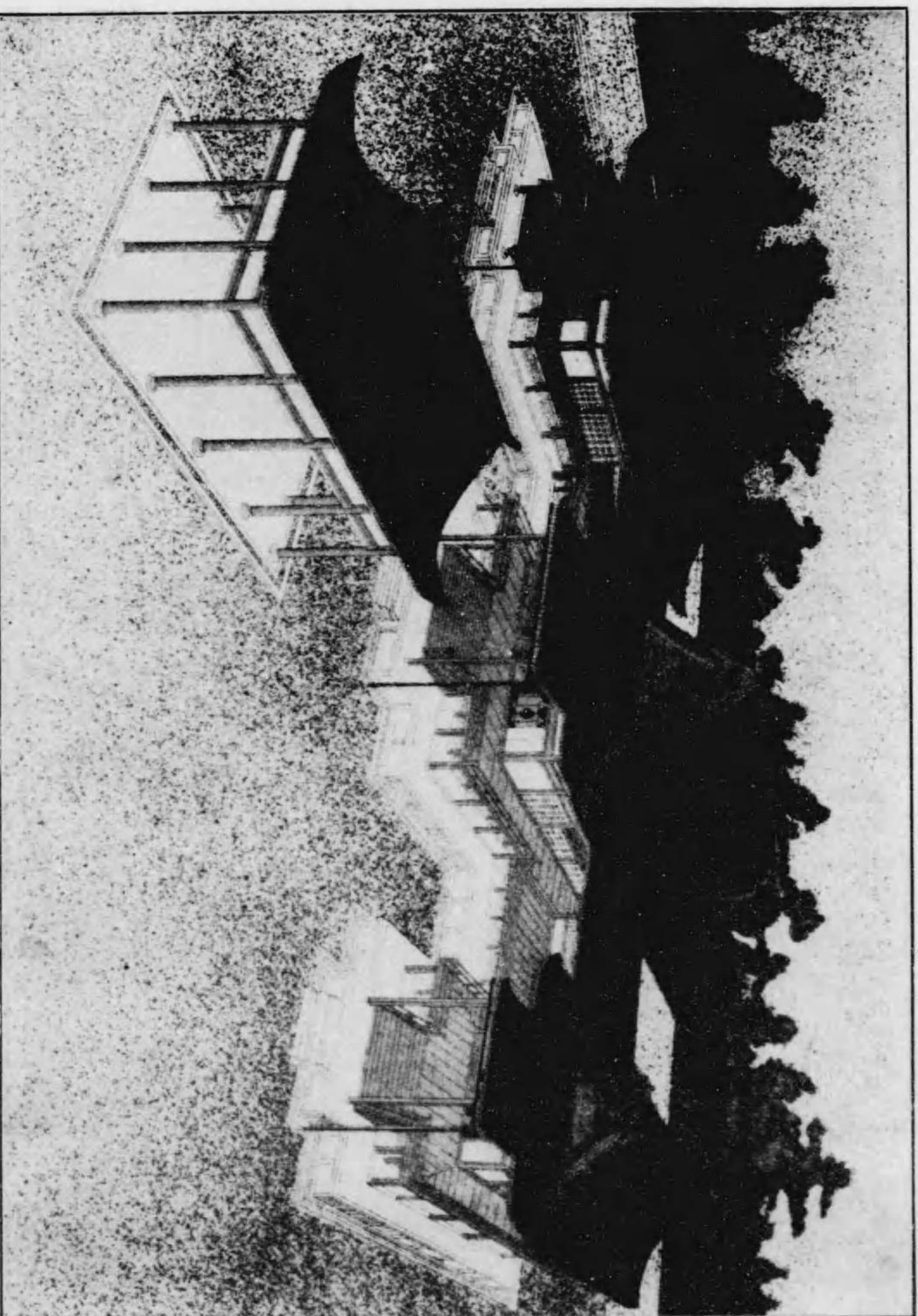


大正
5. 1. 31
内交

高 御 座

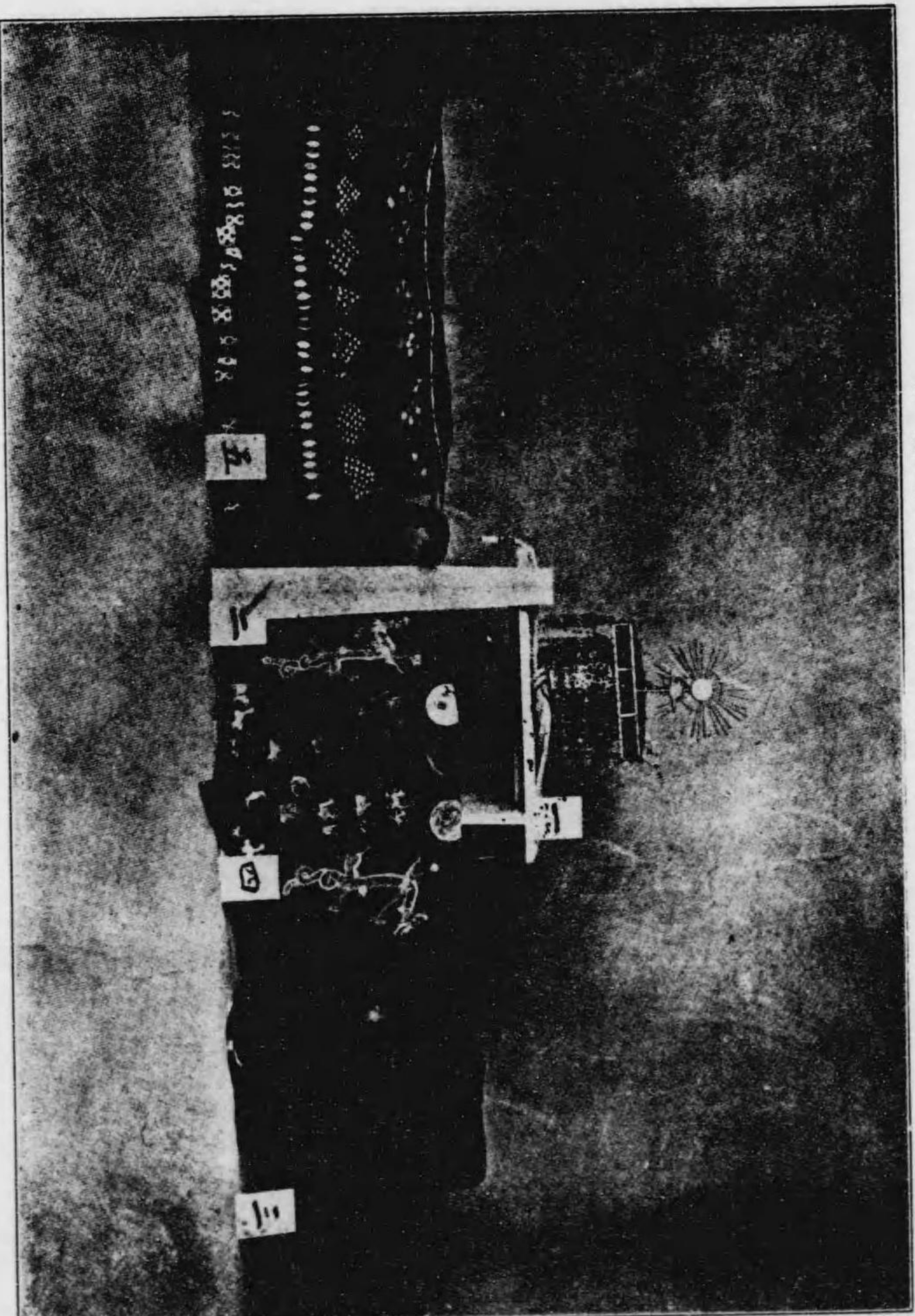


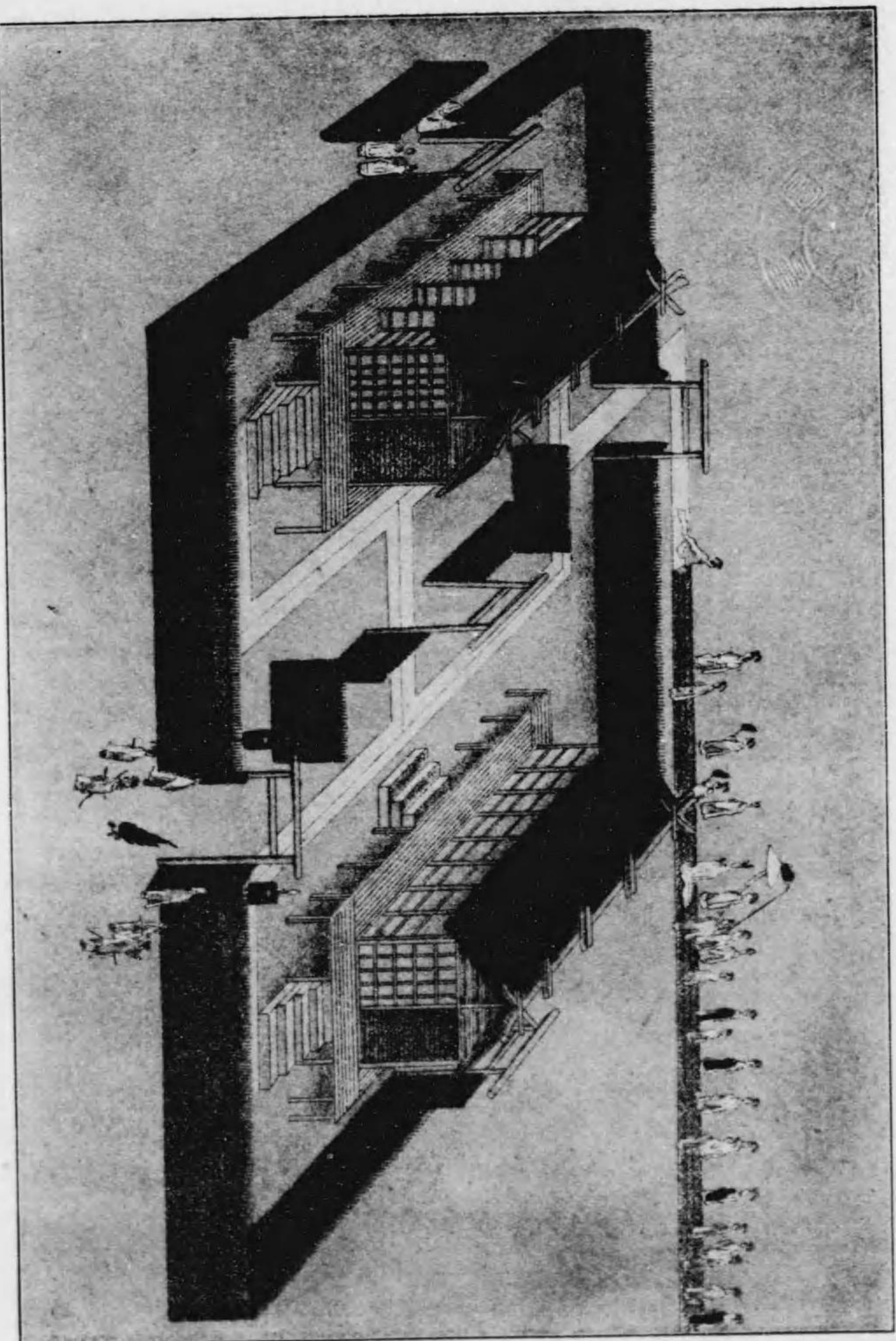
殿 三 中 宮



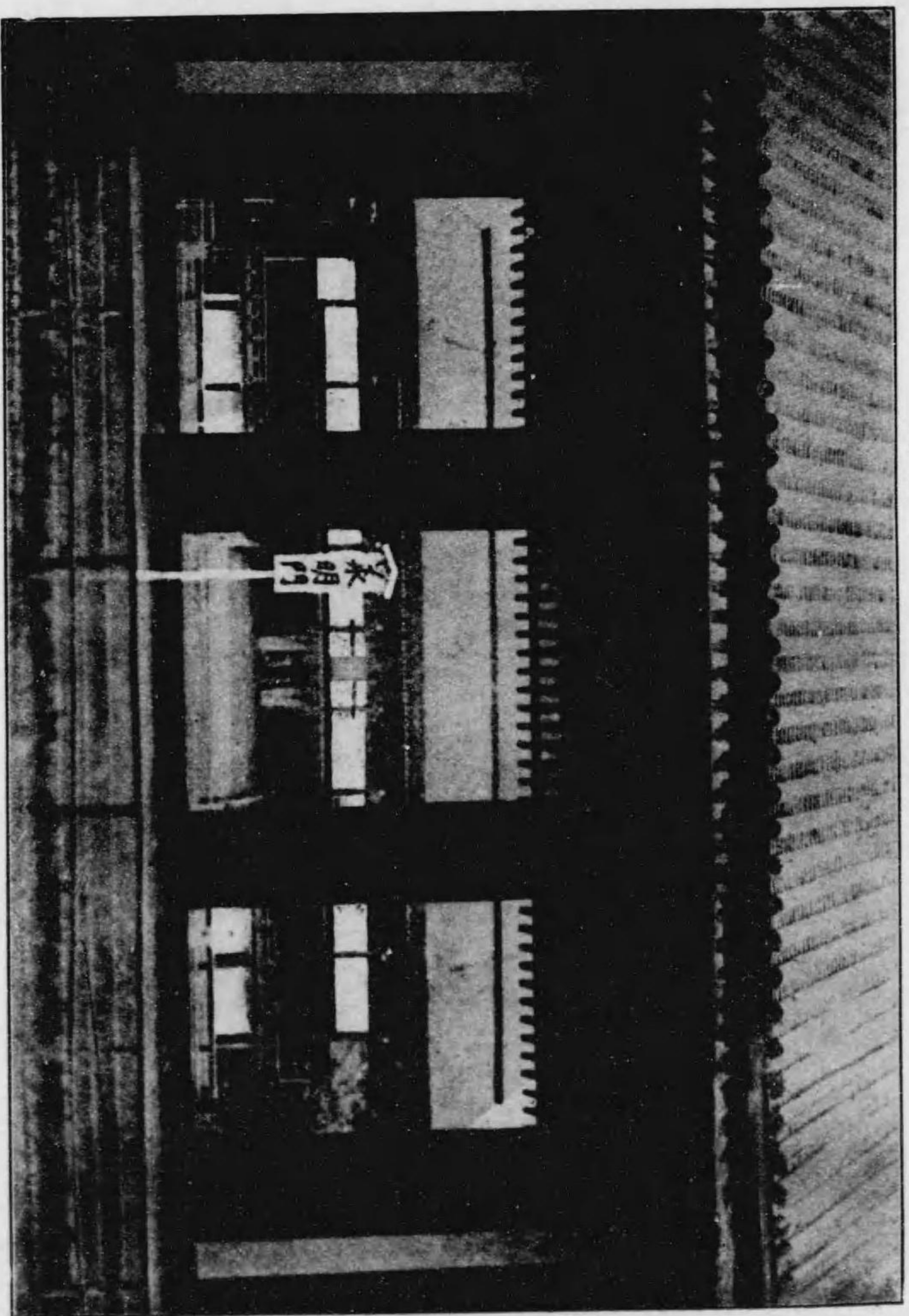
殿靈皇(左) 所賢(中) 殿神(右)

御著御式位即御古冠(一)
服袞(五)(四)(三)笏御(二)



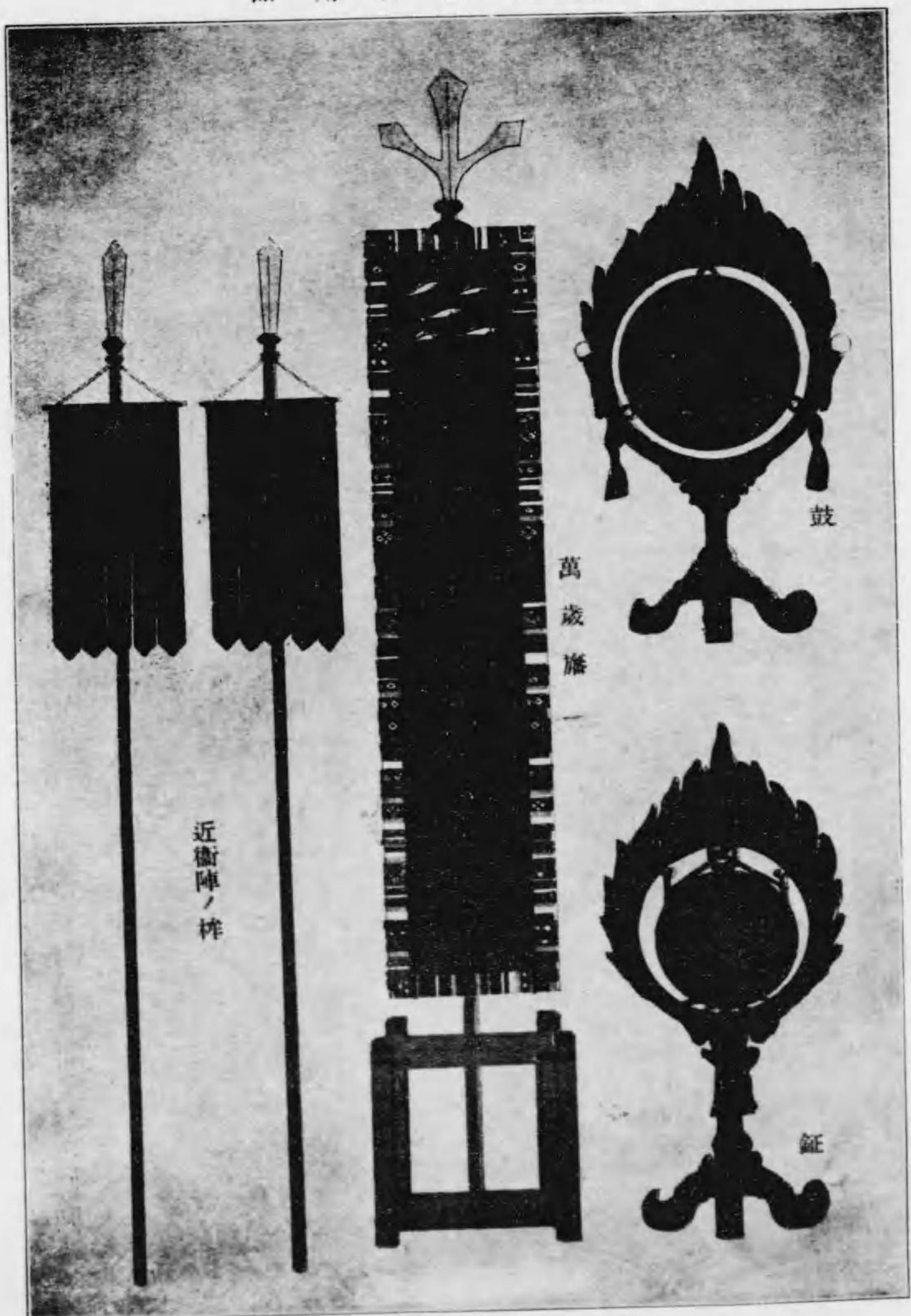


殿基主(左) 殿紀悠(右) 御渡に宮管大り上殿立廻

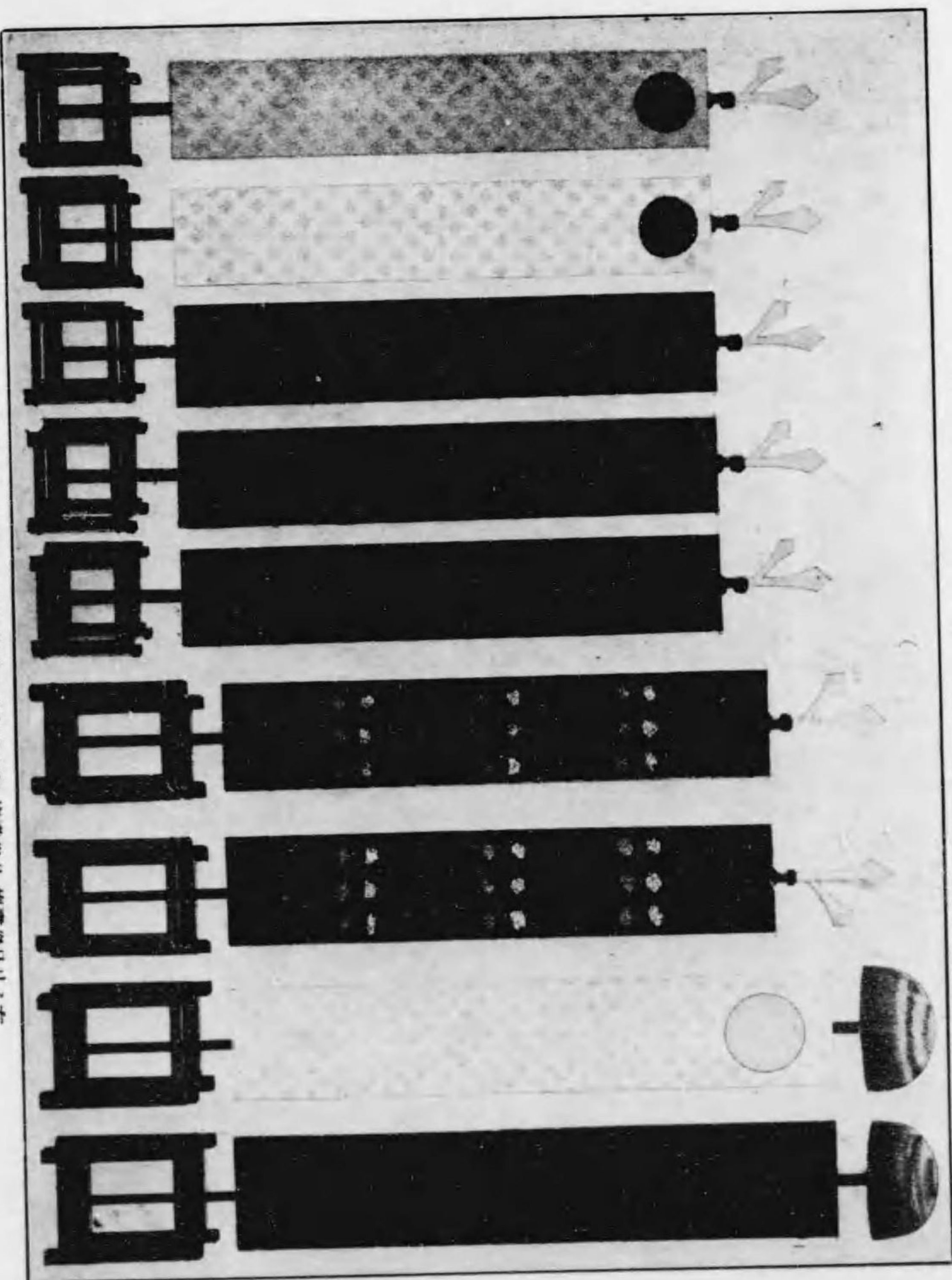


門明承の面正殿宸紫

御即位式御用品

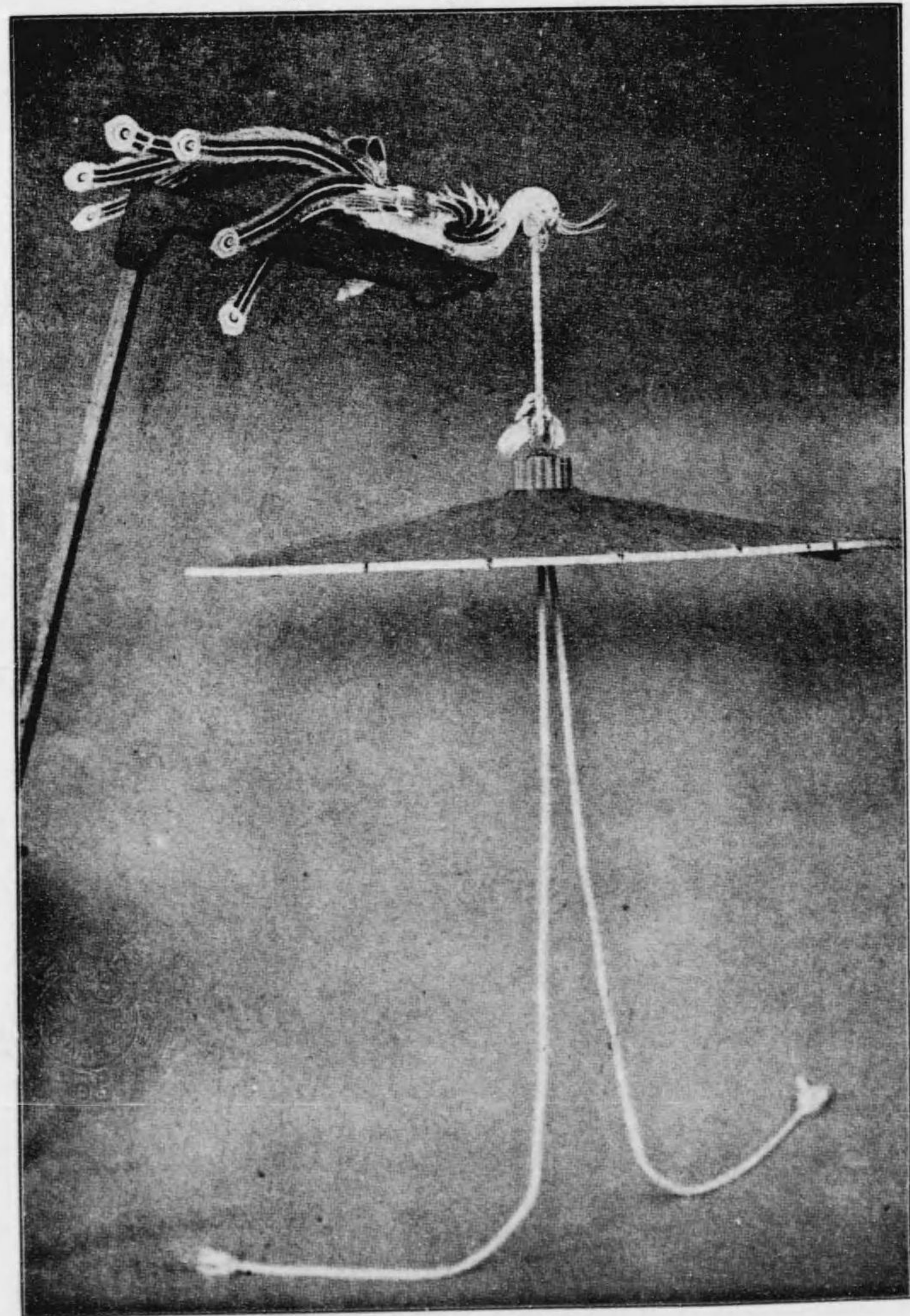


御即位式御用品

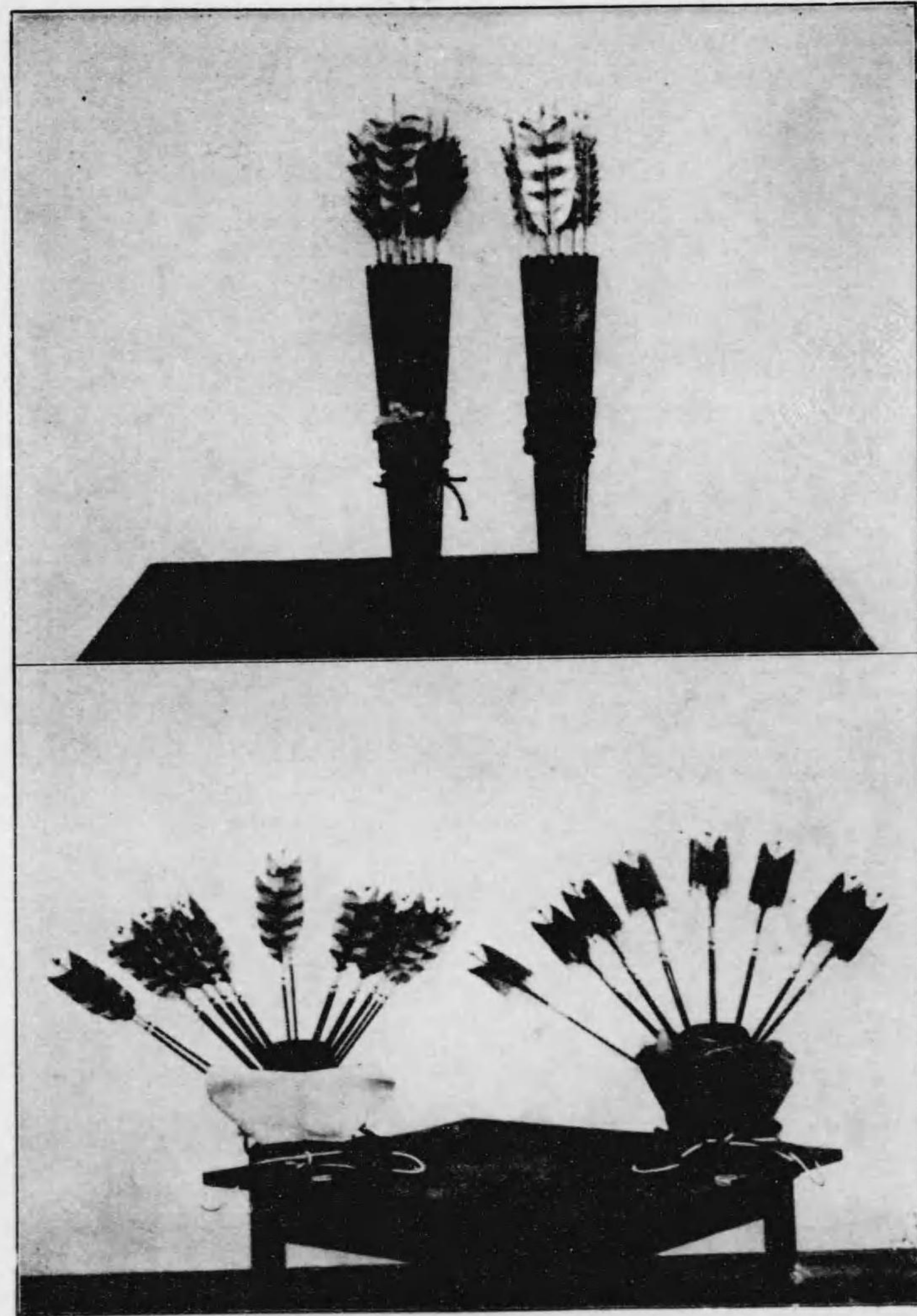


(五色)旗 中京花形、備前大形鶴家、備前大形鳥思入頭、備前月、備前日ノ右

御 菅 蓋

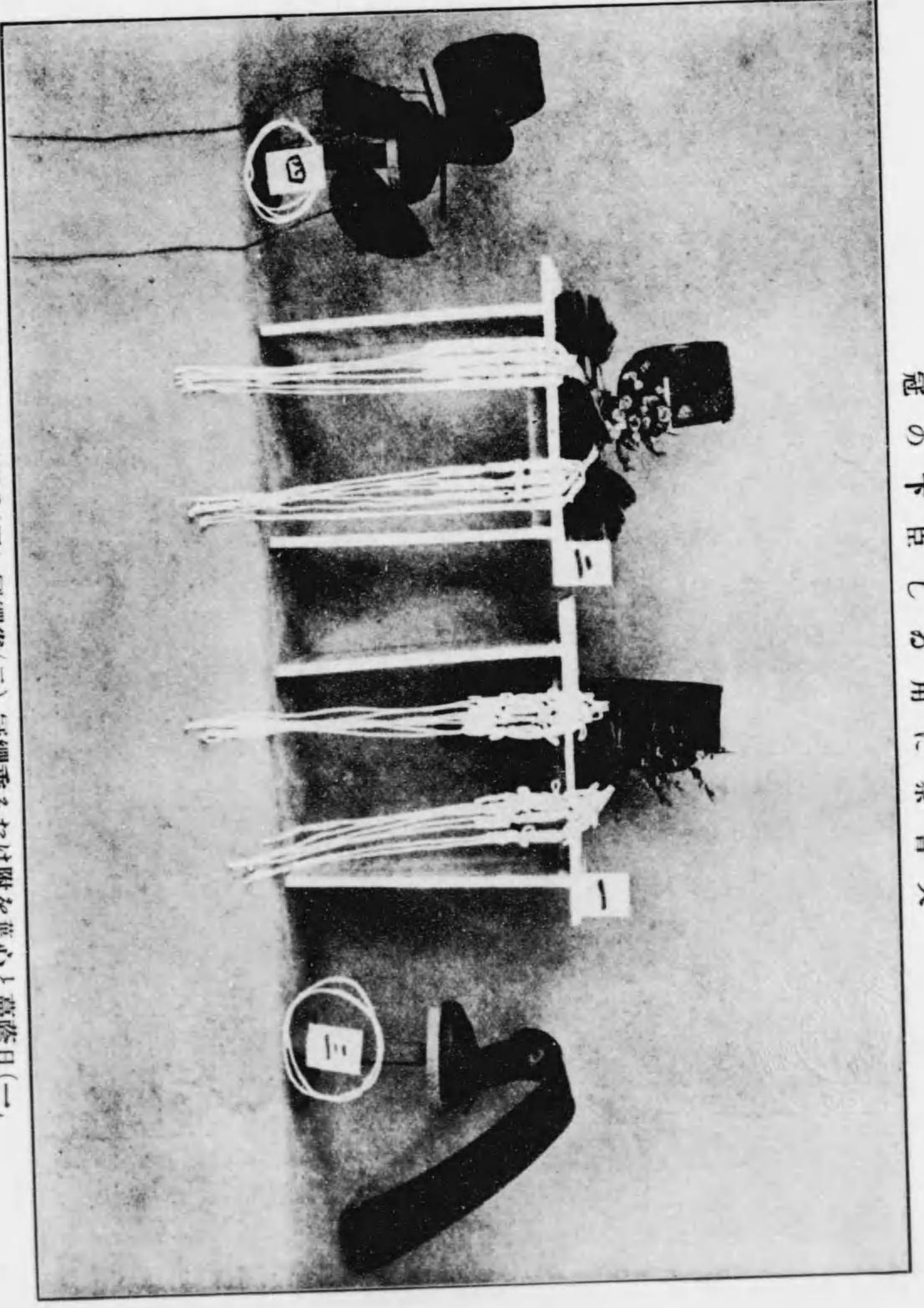


壺 胡 籬



平 胡 籬

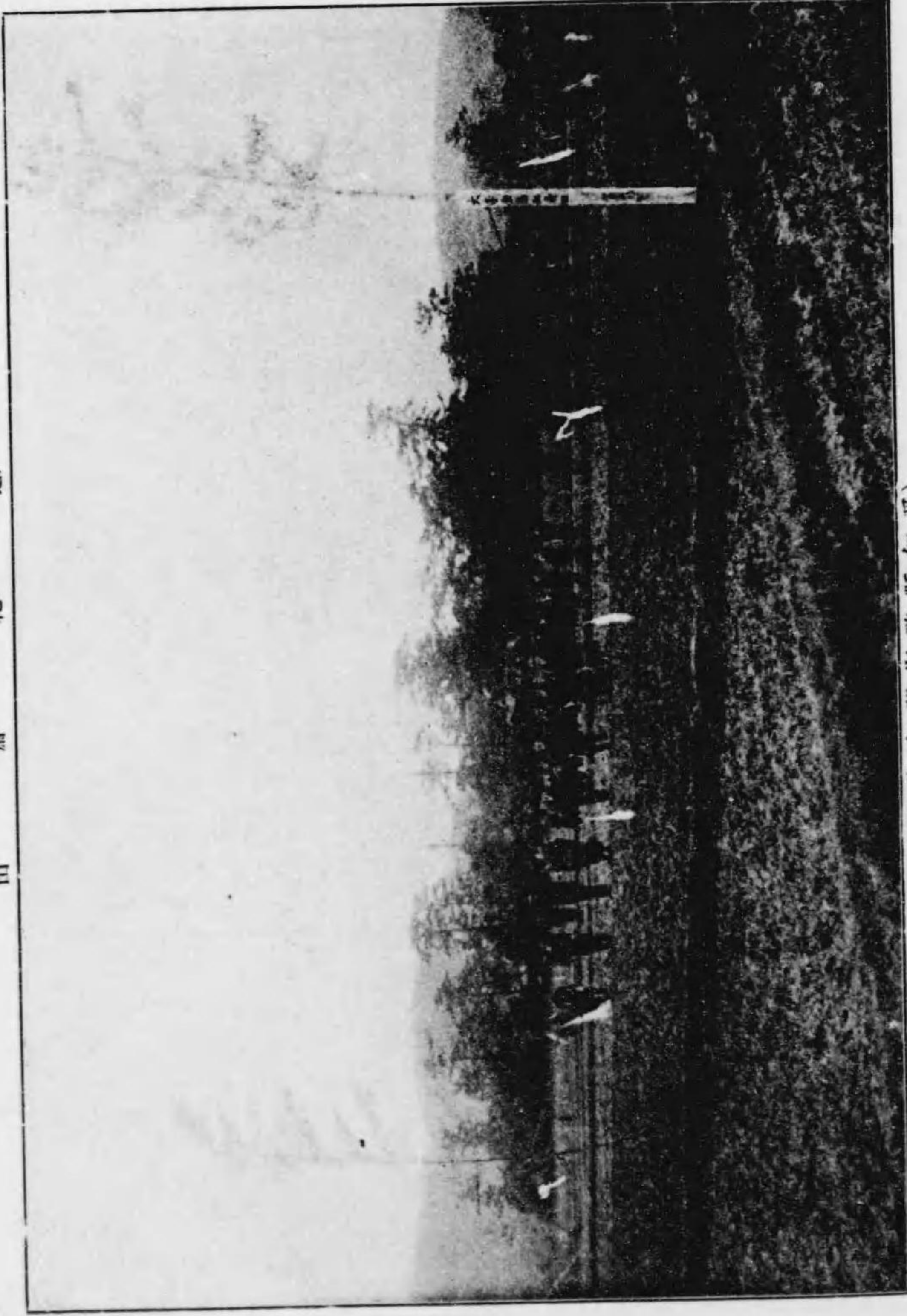
冠の下臣しむ用に祭嘗大



冠(一) 冠(二) 冠(三) 冠(四) 冠(五) 冠(六) 冠(七) 冠(八) 冠(九) 冠(十) 冠(十一) 冠(十二) 冠(十三) 冠(十四) 冠(十五) 冠(十六) 冠(十七) 冠(十八) 冠(十九) 冠(二十)

者仕奉祭嘗大るたけ着を衣忌小

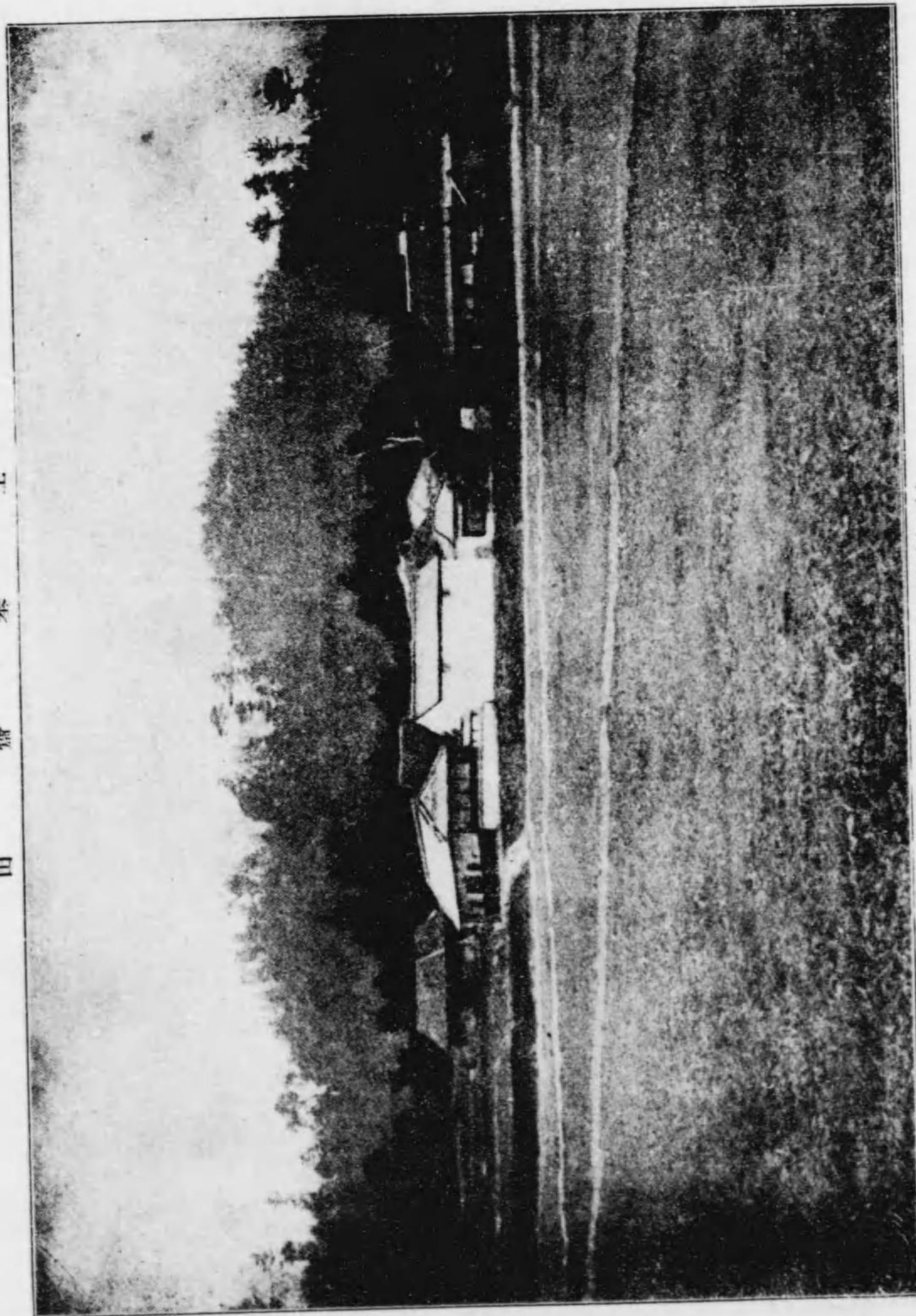




(村美六郡海碧縣知愛)

者仕奉祭嘗大るたけ着を衣忌小





香川縣綾歌郡山田村

生 葉 齋 田

序

皇紀二千五百七十五年、大正四年十一月十日を以て、第百二十二代の神胤を嗣がせられる。今上陛下には、天津日嗣の高御座に上らせられる即位の大禮を擧げさせられ、越えて十四日を以て、皇祖大神の神恩に報い給ふ大嘗の大祭を行はせられるのである。抑、即位禮と大嘗祭とは歴代天皇の御一世御一代の大禮盛儀で、その御代々々に生れ合うた臣民の、齊しく祝ひことほぎ奉るべきことは申すまでも無いが、其と同時に、此の大禮に就いて聖意の在らせられる所、その御由來、御儀式に就いて拜知する所がなければならぬ。本卷は即ち登極令に本つき繁に過ぎず簡に失せぬ程度に於て謹述されたものである。第一編に於て大典に關する大要を述べ、第二編に踐祚式、第三編に兩大典の前儀、第四編に即位禮、第五編に大嘗祭、第六編に兩大典の後儀、の御様を記し、附するに皇室典範、大禮使官制、大典用語難讀便覽、大典用語略解並索引を以てした。

本卷は特に文學博士關根正直氏の校閲を請ひたるもの、茲に記して讀者に告ぐ。

大正四年九月

編 者 識

藝華帖 卷目次

序

大典前記

第一編 總說

- 一、即位禮……………一。
- 二、踐祚と即位……………二。
- 三、三種の神器……………三。
- 四、大嘗祭……………三。
- 五、即位禮の變遷……………四。
- 六、大嘗祭の變遷……………五。
- 七、即位禮及大嘗祭の行はるゝ時期……………六。
- 八、即位禮及大嘗祭を京都に於て行はるゝ理由……………七。
- 九、登極令……………八。
- 十、登極令に依る諸議と其の御日取……………八。

第二編 踐祚の式

- 一、賢所の儀……………一三。
- 二、皇室殿神殿に奉告の儀……………一五。
- 三、劍爾渡御の儀……………一六。
- 四、踐祚後朝見の儀……………一七。
- 五、改元……………一九。

目次



第三編 即位禮及大嘗祭前儀

- 一、賢所に期日奉告の儀……二〇。
- 二、皇靈殿神殿に期日奉告の儀……二三。
- 三、神宮神武天皇山陵竝前帝四代の山陵に勅使發遣の儀……二四。
- 四、神宮に奉幣の儀……二六。
- 五、神武天皇山陵竝前帝四代山陵に奉幣の儀……二七。
- 六、齋田點定の儀……二七。
- 七、齋田拔穂の儀……三〇。
- 八、京都に行幸の儀……三一。
- 九、賢所春興殿に渡御の儀……三三。

第四編 即位禮

- 一、皇靈殿神殿に奉告の儀……三五。
- 二、賢所大前の儀……三六。
- 三、紫宸殿の儀……四一。
- 四、賢所御神樂の儀……四八。

第五編 大嘗祭

- 一、鎮魂の儀……五四。
- 二、神宮皇靈殿神殿竝官國幣社に勅使發遣の儀……五五。
- 三、神宮に奉幣の儀……五六。
- 四、皇靈殿神殿に奉幣の儀……五六。
- 五、賢所大御饌供進の儀……五六。
- 六、大嘗宮の儀……五七。
- 七、悠紀殿供饌の儀……五九。
- 八、主基殿供饌の儀……六七。



第六編 即位禮及大嘗祭後儀

- 一、大饗第一日の儀……六八。
- 二、大饗第二日の儀……七三。
- 三、大饗夜宴の儀……七四。
- 四、神宮に親謁の儀……七六。
- 五、神武天皇山陵竝前帝四代山陵に親謁の儀……七八。
- 六、東京に還幸の儀……七九。
- 七、賢所溫明殿に還御の儀……七九。
- 八、賢所御神樂の儀……八〇。
- 九、皇靈殿神殿に親謁の儀……八〇。

結論

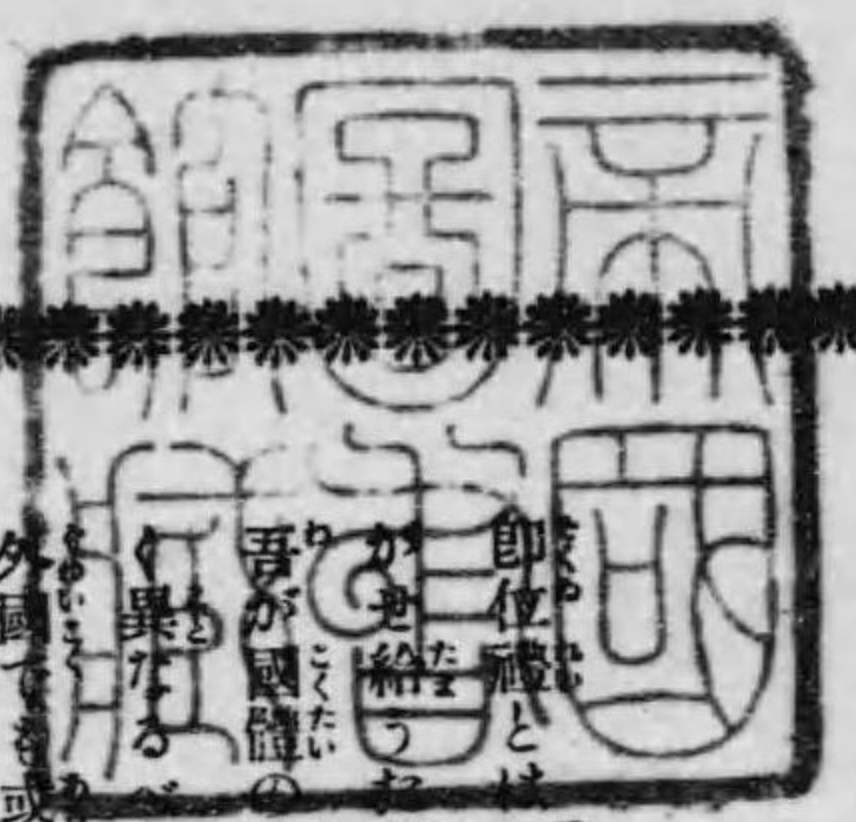
附 録

- 一、皇室典範、大禮使官制……八七
- 二、大典用語難讀便覽……九三
- 三、大典用語略解並索引……九八



第一編 總說

一、即位禮



即位禮とは天皇が踐祚し給うて天祖御賜授以來皇位の繼承と共に授受し給ふ所の神器を承け、萬世一系の皇位を紹
 承し給ふ事を公儀に皇祖皇宗に奉告し、一般臣民及び外國に宣べ知らしめ給ふの大禮である。
 吾が國體の他國と異なるはいふまでもないが、その特絶の國體の自ら顯現する御即位式の御精神が、諸外國のと全
 然異なるべきことは容易く考へられる所であらう。元來日本の御即位式は御祝でなくて御祭と申すべきである。諸
 外國でも或は天を祭り或は神を祭る儀式が有るには有るが、其は附儀であつて、日本の御即位式のやうに祭神其自
 らが御即位の本儀ではない。左に即位式の由來を述べて此の點を明にしよう。
 皇祖天照大神の下し賜うた神勅は、三種の神器を賜うて仰せられた「寶祚の隆云々」の外に、尙神籙即ち神を賜
 うて「吾は吾が子孫の爲に永く祭られむ」と仰せられたのと齋庭の穗を賜うて「吾が兒に御させ云々」此の神勅に
 ついては「大嘗祭」の條に述べる）と仰せられたとの二條が有る（日本紀に載る）。爾來神籙は神靈の宿り給ふ所と
 して厚く祀られることになつた。何處の社にも神木が有るが、其は小さかつた昔の神籙の段々成長したものであ
 る。神武天皇醜賊を平げ給ふや、橿原宮で、彼の神籙に従ひ、神籙を樹て、天祖を祭り、國內平定の旨を御告げな

御即位式の次なる御一代一度の大嘗、毎年を新嘗と稱するやうになつたのである。要するに即位禮と申し大嘗祭と申し、皆本に報い、始に返らせられるの御主意であり、かつは五穀豊に國土安穩にと祈らせ給ふ有難くも忝い御聖旨であるから、我等臣民たる者は、此の御大典をば單に皇室の御嘉例とのみ思はうてはならぬのである。一言附記するが大嘗をオホナメといふが、ナメは嘗の訓ではない。支那で春の祭を祠、夏のを約、秋に嘗、冬に蒸といふので、秋の新穀を以て祭るオホナメ、ニヒナメに其の嘗(嘗は俗字)字を借來つたまでである。ナメの語原は定説は無いやうだが、食することをアヘといひ、新ノアヘがニヒナヘとなりニヒナメとなり、大ニヒナメをオホナメと申す事になつたのであらう。悠基主基兩殿供饌等に就いては其の儀の條下に述べる。

五、即位禮の變遷

即位禮の御趣旨は前述の通りで上古から變らせないものであるが、その御儀式は時代の趨向に依つて種々の變遷があつた。左に極めて簡単に之を述べる。
(第一)上古の即位式 神武天皇橿原の御即位から持統天皇までの間は純粹の日本風神祭式で、神籬を樹て、天祖を祭り即位の旨を奉告遊ばすといふに止まる、極めて簡素な御式であつたやうに伺はれる。
(第二)中古の即位式 隋唐との交通等世運の進歩は上古簡樸の儀で足れりとする事の出来ぬ所から、自然儀式にも調度にも殿舎にも著しく唐風の影響があつた。此は天智天皇の御頃から萌芽して奈良朝、平安朝の初期に最も盛大に行はれた。彼の式場の大極殿や、冕冠、袞衣の制や、銅鳥幢、龍像露筋の具や、焚香の儀や皆唐風の御模倣である。

(第三)近古の即位式 平安朝末期から孝明天皇の御代までを大まかに近古とする。此の頃のも唐風のであるが武家跋扈して皇室式微に渡らせられ畏れ多くも御式にも御人減が有るなど、中古の比して御儀式が盛大でなかつた。御式場は大極殿が炎上してから、或は豐樂院を用ひられ、或は太政官廳を用ひられ、後柏原天皇以後は専ら紫宸殿に於てせられた。

(第四)明治天皇即位式 明治天皇は國政を神武天皇の古に復して百事を一新するといふ御趣旨で萬般の更革に努め給うた。従つて御即位式も中古以來用ひられた唐風を捨て専ら上古の神祭式に據り更に時勢を參酌して新儀範を示された。明治元年八月廿三日太政官からの布告文に「此度御即位之大禮、其式、古禮ニ基キ、大旌始、製作被爲改九等官ヲ以テ是迄ノ參役ニ令ニ並立ニ總テ大政之規模相立候様被ニ仰出ニ中古ヨリ被ニ爲用候禮服被ニ止候事」と有るを見て、よく當時の御改革の模様が拜察される。

(第五)登極令に依る即位式 登極例とは即位禮大嘗祭に關する萬世不磨の典據である。此は明治天皇が多年御研究の上、明治四十二年二月十一日に公布されたもので、今上陛下の即位式に始めて御用ひになるのである。今日の時勢は上古は勿論、先帝御即位當時とも著しく異つてゐる。締盟各國の使臣も參列すべく、隨つて登極の大儀は内國民に告示し給ふのみならず、外世界各國の俱に仰ぎ視る所ともなつたのだから、上古簡樸の風のみでは未だ盡さぬ所有りと思し召されて、古に顧み今に應じて欽定し給うた次第である。

六、大嘗祭の變遷

大嘗祭には殆ど變遷は無いと謂つても宜い。即位式が唐風に移つてから、自然其の古風の式が大嘗祭に加つて、即



位大嘗の古式が大嘗祭に一所になつて行はれて来たかの觀が有る。例へば、神武天皇より數世の間は、御世知しめす初には正殿を構立する例であつたが、世が進むにつれて、宮殿の結構も大きくなり、遷都も容易ならぬといふに及んで、御世始の構殿は變じて大嘗宮に移され、其の宮殿の前で行はれた儀式が、上古の即位式の風であつたといふ如きが其である。無論時勢の變遷に應じて、多少の變革は有つたけれど、大嘗宮内御親祭の御作法に至つては、長くも惟神の御式其の儘との御事である。

七、即位禮及大嘗祭の行はるゝ時期

登極例第四條に「即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ」と有る。大嘗祭には新穀を用ひさせ給ふのだから、秋冬の間でなければならぬ。それで昔は七月以前に即位禮が有れば、其の年の秋に大嘗祭が行はれ、即位禮が八月以後になると、大嘗祭は翌年の秋に行はれたものである。或時は一年二年三年と隔つた事が有る。先帝の時は即位禮は明治元年八月廿四日、大嘗祭は四年十一月十七日であつた。然るに今は即位禮と大嘗祭とを京都で行ふことに御制定相成り（皇室典範第十一條）隨て賢所の遷御、第一公式令儀を以て兩陛下の移御（登極令第十一條）等の御大事を二回に分けて行はせられるのは、一は天下の頌となり一は國費の多くなるのを長くも御心にかけてせられて、斯く兩儀を一度に秋冬の間に行はせられることに定め給うたのであると拜承する。

尙古には受禪の即位と、諒闇の登極、即ち皇位の繼承に先帝御在世の間に於てするのと、崩御の時に於てするのと二通有つたが、今は諒闇の登極ばかりとなり（皇室典範第十條）諒闇中には即位大嘗の大典は行はせられぬのだから、自然今後は踐祚後一年以上を経た秋冬の間に此兩大典は行はせられることになるのである。此の點も亦往古のと大に異つてゐる所である。又大嘗祭は古來十一月下の卯と定まり、若し十一月中に卯の日が三度有る時は中の卯といふ事になつてゐたが今は必ずしも其に依らせられないのである。

八、即位禮及大嘗祭を京都に於て行はせらるゝ理由

從來即位禮及大嘗祭は皇居の地に於て行はれた。明治天皇都を東京に定め給ふや、乃ち大嘗祭を東京宮城内吹上御苑に於て行はせられたのである。然るに皇室典範第十一條の通り、即位の禮及大嘗祭は京都で行ふことに定められた。將來何處を都とせられようとも、此兩大典は永久に京都に於て行はれることに定まつたのである。此は如何なる理由であらうかといふに、仄に承る所に據れば、此は明治天皇の深い御聖意に基づくのである。其の故は明治十四年の頃とか、先帝北陸道巡幸の次を以て、暫く京都に御駐蹕あらせられたが、其の頃は何でも古風とさへいへば舊弊と稱して破壊するといふ殺風景没趣味の傾向が全國に満ち、千年來の舊都も亦其の數に漏れなかつた。先帝には深く之を慨かせ給ひ、凡そ一國の大典は古風を存し舊儀に従ひて、衆庶をして本に報い始に反る事を忘れしめぬやうにせねばならぬ。されば此大典も亦京都に於て行ふやうにしたいとの御慮を起させられ、後露國皇帝の即位式が舊都モスクバにて行はれたのを聽かせられて愈々御心を固めさせられ、爾來御親ら百方御研究の上斯は御決定あらせられたとの御事である。萬般の進歩發達を計らせられる一方に斯く本に報い始に反つて、吾が國體の精華を無窮に發揮せしめんとする聖慮の深遠にして高大方、誠に景仰の至に堪へない次第である。日本國民たる者須らく聖意を感佩奉戴して之に副ひ奉らねばならぬ。



九、登極令

登極令は前述の如く明治天皇が吾が國體の精華を骨子とし古に稽へ今に顧み給うて、多年御秘念御研究の結果御制定に相成り、明治四十二年の紀元節に皇室令第一號として公布されたもので、實に前古に比なく範を萬世に垂れさせられる不磨の大典である。而して、今上天皇より始めて其の御制定に基づいて即位大嘗の兩大儀は行はせられるのである。登極令本文は左の如く十八ヶ條より成り、附式として、踐祚、即位、大嘗に關する諸儀が制定されて有る。登極令本文は左の如し。

登極令

- 第一條 天皇踐祚ノ時ハ即チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム
- 第二條 天皇踐祚ノ後ハ直チニ元號ヲ改ム
- 元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス
- 第三條 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス
- 第四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ
- 大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ
- 第五條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大禮使ヲ置ク大禮使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム



- 第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務各大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス
- 第七條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム
- 第八條 大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ悠紀ノ地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス
- 第九條 悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ地方長官ヲシテ齋田ヲ定メ其ノ所有者ニ對シ新穀ヲ供納スルノ手續ヲ爲サシム
- 第十條 稻實成熟ノ期ニ至リタルトキハ勅使ヲ發遣シ齋田ニ就テ拔穂ノ式ヲ行ハシム
- 第十一條 即位ノ禮ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ皇室ニ移御ス
- 第十二條 即位ノ禮ヲ行フ當日勅使ヲシテ之ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム
- 大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿並官國幣社ニ奉幣セシム
- 第十三條 大嘗祭ヲ行フ前一日鎮魂ノ式ヲ行フ
- 第十四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ
- 第十五條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ大饗ヲ賜フ
- 第十六條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ 天皇皇后ト共ニ神宮神武天皇山陵ニ謁ス
- 第十七條 即位ノ禮及大嘗祭訖リテ東京ノ宮城ニ還幸シタルトキハ 天皇皇后ト共ニ皇靈殿神殿ニ謁ス
- 第十八條 諒闇中ハ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハス

十 登極令に據る諸儀と其の御日取

登極令は登極に關する大綱を示されたもので、之に關する諸儀は附式として、第一編踐祚ノ式、第二編即位禮及大嘗祭の式に分け、更に御執行あるべき諸儀式の次第が詳細に明記されて有る、左に其の諸儀と、既に行はせられ、今後行はせられる御日取とを註記する。

踐祚ノ式

- 賢所ノ儀(三日間) 同 大正元年七月三十日、三十一日、八月一日
- 皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀 同 年七月三十日
- 劍璽渡御ノ儀 同 三十一日
- 踐祚後時見ノ儀 同
- 即位禮及大嘗祭ノ式 同
- 賢所ニ朝見ノ儀 同 大正四年四月十九日
- 皇靈殿神殿ニ期日奉告ノ儀 同
- 神宮神武天皇山陵並前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀 同
- 神宮ニ奉幣ノ儀 同 二十一日



- 神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ奉幣ノ儀 同
- 齋田點定ノ儀 同 大正三年二月五日
- 齋田拔穂ノ儀 同 大正四年九月十八日(主基)廿日(悠紀)
- 京都へ行幸ノ儀 同 十一月六日
- 賢所春興殿ニ渡御ノ儀 同 七日
- 即位禮當日皇靈殿ニ奉告ノ儀 同 十日
- 即位禮當日賢所大前ノ儀 同
- 即位禮當日紫宸殿ノ儀 同
- 即位禮後一日賢所御神樂ノ儀 同 十一日
- 大嘗祭前一日鎮魂ノ儀 同 十三日
- 神宮皇靈殿神殿並國幣社ニ勅使發遣ノ儀 同 十二日
- 大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ儀 同 十四日
- 大嘗祭當日皇靈殿神殿ニ奉幣ノ儀 同
- 大嘗祭當日賢所大御饗供進ノ儀 同
- 大嘗宮ノ儀 同
- 悠紀殿供饗ノ儀 同
- 主基殿供饗ノ儀 同

即位禮及大嘗祭後大嘗第一日ノ儀 同 十六日

即位禮及大嘗祭後大嘗第二日ノ儀 同 十七日

即位禮及大嘗祭後大嘗夜宴ノ儀 同 廿、廿一日

即位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀 同 廿四、廿五、廿六日

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ親謁ノ儀 同 廿七日

東京ニ還幸ノ儀 同 廿八日

賢所温明殿ニ還御ノ儀 同 廿九日

東京還幸後賢所御神樂ノ儀 同 三十日

還幸後皇靈殿神殿ニ親謁ノ儀 同

初め今上陛下ノ御即位禮及大嘗祭は大正三年十一月十日及十三日に行はせらるべき旨同年一月十四日を以て御發表になつたのであるが、同年四月十一日皇太后陛下崩御あらされたので、登極令第十八條の御規定の如く、之を行はせられぬ事となり、大正四年四月十二日諒闇明の日を以て更に大禮使官制を公布され、四月十九日奉告祭御儀終了の上、大禮期日を右の如く御發表になつたのである。

さて國運の隆昌前古に比なく、儀禮は萬世の範となる今秋の御大典がいかに燦然たり赫奕たるべきかは拜推するに難くは無からう。以下踐祚式、大典前儀、即位禮、大嘗祭、大典後儀の五編に分け、登極令附式を掲げて、注釋を施し、壯麗盛大な御模様の萬一を勞弊せしめようと思ふ。

第二編 踐祚の式

即位禮及大嘗祭の諸儀と共に、踐祚の諸儀をも心得て置かなくてはならぬ。踐祚に就いては總説二に略述したが、今少しく記さう。皇室典範第十條に有る通り、天皇崩じて直ちに皇嗣が萬世一系の皇位を繼承し給ふのを踐祚と言ひ、訓じては「アマツヒツギシロシメス」ともいふ。祚の字を一に祚にも作る。祚は主人の登る階で、天子祭祀には階階に登る、因て天子位に即くの意とするのである。祚は位の意で、踐祚は即ち即位と同じ義になる。されば祚、昨いづれでも宜い譯だが日本では古來祚字を用ひて昨字を用ひぬ。さて登極令附式に依るに、踐祚の式には賢所の儀、皇靈殿神殿に奉告の儀、劍璽渡御の儀、踐祚後朝見の儀の四儀が行はるゝ事に制定されて有る。

一、賢所の儀

賢所はカシコドコロと讀み、又ケンシヨと音讀する事も有る。昔内侍の之を守護し奉つた所から内侍所とも申す。今は式部職の掌典長、掌典等が奉仕してゐる。賢所は歴朝の最も篤く崇敬し給ふ所で、今は東京宮城内吹上御苑の巽(東南)の方に齋きまつてある。其の神殿をば温明殿と申し奉る。温明とは鏡の事で大内裏の頃神鏡を奉安した處であるからさう申したのである。御神體は長くも伊勢大廟に齋きまつれるをうつし造らせ給うた神鏡にておはす。神威を畏みてカシココロと申し、畏所、尊所、貴所等の字を書いた事も有るが、今は賢所の字のみ用ひられる。賢所、温明殿、内侍所等は、もと神鏡を奉安せる御場所の稱であるが、時として御神體を其のまゝ賢所、温明殿、内侍所等と申し、今は専ら賢所と申すのである。

神鏡は皇祖天照大神の御手づから、此の寶鏡を見ること當に吾を視るが如くなるべし、床を同うし殿を共にし、以て齋鏡となすべし」と宣はせられて、皇孫靈々梓尊に御授けになつたもので、神劍神璽と共に萬世一系の皇統を以て知しめす吾が國體とは離るべからざる尊き長き神器である。天皇踐祚に當り先づ其の御前に御祭典を仕り、皇位繼承の由を奉告せらるゝのが此の賢所の儀で、此の事たる實に吾が國體の神髓精華である。登極令附式に定められた此の御儀の次第左の如し。

登極令附式第一編踐祚ノ式

賢所ノ儀(三日間之ヲ行フ但第二日)

時刻御殿ヲ裝飾ス

次ニ御扉ヲ閉ク

次ニ神饌(色目時ニ臨ミ之ヲ定ム以下神饌又ハ幣物ニテ供ス)

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ御鈴ノ儀アリ内掌典奉仕

次ニ天皇御代拜掌典長奉仕御告文ヲ奏ス

次ニ皇后御代拜掌典奉仕

次ニ神饌ヲ撤ス

次ニ御扉ヲ閉ク

次ニ各退下

【注】本儀は大正元年七月三十日、三十一日、八月一日の三日間に行はれたのである。色目とは品目の事。掌典は式部官中典儀を掌る役である。祝詞(ノリト)は祭儀を擧げる前に、其の事を神に申上げる詞、御鈴を鳴らすのは神慮をすしめ奉る爲であらう。昔は内侍が之を奉仕したが、今は内掌典(賢所に奉仕する掌典)が之を承る。御代拜を奉仕するのは諒闇中で在らせられるからである。御告文(メカワ)とは、天皇が神に告げ給ふの御文である。三日間の内、後二日には御告文の儀が無い。衣冠單(イコワン)東帯の略服で、袴の下襲半臂等を略し、表袴を奴袴に代へ、裾や石帯を用ひない。

一、皇靈殿神殿に奉告の儀

皇靈殿は歴代天皇、皇后、皇親の神靈を合祀し給ふ所、神殿は神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、太宮實神、御食津神、事代主神の八柱の神及び天神地祇を奉齋する所である。上代から歴代の皇靈を祭らせられる事は無論有つたが、特に皇靈殿を建て、齋き給ふやうになつたのは明治天皇に始まるのである。神殿は昔から有つて、もとは八神殿と申したが、明治五年天地の神々を合祀し奉つてより今の御名とはなつたのである。八神は天皇の御身守護神として特に齋せられたのである。皇靈殿と神殿と温明殿とは之を宮中三殿と申し、温明殿は中にして皇靈殿は西、神殿は東に廊下を以て連ねられ、いづれも檜木造で、屋根は檜皮葺である。皇靈殿神殿に奉告の儀は、賢所第一の儀に全く同じく、只御鈴を鳴らす儀が無いばかりである。踐祚の由を右三殿に奉告したまふことは、此の度を以て始め給うた御殿儀である。

三、劍璽渡御の儀

三種の神器は皇位と共に傳へ給ふもので、皇位の繼承は實に神器の御授受に依つて定まるのである。三種の中、神鏡は伊勢神宮に在り、御模造品は賢所に奉安して有るので、熱田神宮なる神劍を御模造された御物と、神璽とを新帝の御座に移し奉るのを劍璽渡御の儀と申すのである。此の劍璽渡御と同時に、明治天皇の初めて制定し給うた「日本國璽」と刻して有る外交文書等に用ひられる國璽、及び「天皇御璽」と刻して有る御璽をも同時に上るのである。

劍璽渡御ノ儀

時刻 賢所第一日ノ式 大勳位、國務各大臣、樞密院議長、元帥便殿ニ班列ス
但シ服裝通常服關係諸員亦同シ

次ニ出御御通常服御 式部長官、宮内大臣前行シ侍従長、侍従、侍従武官長、侍従武官御後ニ候シ皇太子又ハ皇太子以下之ニ倣フ親王王供奉ス

次ニ劍璽渡御侍従國璽御璽之ニ從フ 式部次官内大臣前行シ侍従武官屬從ス

次ニ内大臣國璽ヲ御前ノ案上ニ奉安ス

次ニ内大臣國璽ヲ御前ノ案上ニ安ク次ニ入御

式部長官、内大臣前行シ侍従劍璽ヲ奉シ侍従長、侍従、侍従武官長、侍従武官御後ニ候シ皇太子親王王供奉ス
次ニ内大臣國璽御璽ヲ奉シテ内大臣秘退下 次ニ各退下

(注意) 天皇未成年ナルトキハ供奉員中親王ノ上ニ攝政ヲ加ヘ襦袢ニ在ルトキハ女官奉抱シ攝政奉扶ス以下之ニ倣フ

【註】 便殿、休憩所、通常服、フロックコート、案とは机のこと。
本儀は宮中三殿の儀と同時に即ち大正元年七月三十日午前一時宮中正殿に於て行はせられたのである。賢所の儀と此の儀とに依つて三種の神器を受けさせ給うたことになるのである。

四、踐祚後朝見の儀

天皇踐祚ありて祖宗の神器を受け給ひ、賢所の祭典、皇靈殿神慶の奉告を訖らせ給うて後、文武百官、有爵者、優遇者を召して宮中正殿に於て踐祚の次第を告げ給ふの勅語あり、内閣總理大臣之に對へ奉るの式を朝見式と申すのである。

踐祚後朝見ノ儀

當日何時文武高官、有爵者、優遇者、朝集所ニ參集ス召スヘキ者ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム以下別注ヲ施サ、ルモノハ皆之ニ倣フ

但シ服装男子ハ大禮服正装正服制服ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服關係諸員亦同シ

次ニ式部官前導諸員正殿ニ參進本位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御正御出御御御ヲ稱フ

式部長官、宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官、御後ニ候シ皇太子、親王、

王、供奉ス

次ニ皇后御中御出御御御ヲ稱フ

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃又ハ皇太孫妃、親王妃、内親王、王妃、女王供奉ス

次ニ勅語アリ

次ニ内閣總理大臣御前ニ參進奉對ス

次ニ天皇、皇后入御 供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

〔注意〕 天皇未成年ナルトキハ勅語ノ項ヲ「攝政御座ノ前面ニ參進東方ニ侍立シ勅語ヲ傳宣ス」トス

〔註〕 優遇者とはもと大臣で、今其の待遇を受けてゐる者。朝集所は參内者の休憩所。大禮服とは其の官職に依つて定めて有る禮服で、文官にいふ。正装は陸軍の禮服、正服は海軍の禮服。通常禮服は燕尾服。女子の中禮服は洋装。ローブ、デコルター、正殿は宮中御車寄の背後、庭を隔てた處で縦七十尺、横五十六尺、玉座は中央に三段重となり、その上に兩陛下御着御の御椅子が安かれていますといふ。

朝見式の勅語は葉の巻八頁に纏攝したから就いて見られたい。左に掲げ奉るのは、當日式後別に陸海軍人に賜つた勅語である。

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク

惟フニ 皇考舜ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クヘキヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是 皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ 皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セン事ヲ冀フ汝等軍人ハ 皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直チニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ字内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勳精各其本分ヲ竭シ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

五、改 元

改元に就いては別に御儀式は無い。皇室典範第十二條に「踐祚ノ後元號ヲ建テ云々」と有る。即ち踐祚後直ちに之を定められて詔書を以て公布されるのである。今上陛下には大御代を大正と命じ給ひ左の詔書を下し給うた。

朕非德ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ詰ケテ萬機ノ政ヲ行フ茲ニ

先帝ノ定制ニ遵ヒ明治四十五年七月三十日ヲ以テ改メテ大正元年トナス主者施行セヨ

孝徳天皇の朝大化と建元ありてより以後改元されたもの二百三十九、其の御手續には種々有つたが、明治元年の定制からして一世一元といふことになつたのである。

第三編 即位禮及大嘗祭前儀

本編より述ぶるのが即位の禮及大嘗祭に係る所の諸儀である。而して即位大嘗の二大典を行はせられる前に、御準備式とも申すべきが九儀有る。即ち賢所に期日奉告、皇靈殿神殿に期日奉告、神宮神武天皇山陵並前帝四代の山陵に勅使發遣、神宮に奉幣、齋田點定、齋田拔穂、京都に行幸、賢所春興殿に渡御の儀である。以上を即位禮及大嘗祭前儀として本編に謹述する。

一、賢所に期日奉告の儀

是れ即位禮及大嘗祭中第一着の御儀で、兩大典御舉行の期日が定まれば之を先づ第一に賢所に奉告あらせられるのである。是れ亦先帝の御代までは御制定あらせられなかつた所である。兩大典の期日に就いては第一編總說第十に詳記した通り、諒闇明後の秋冬の間に續けて行はせられるのである。即ち今回即位式が十一月十日大嘗祭が十一月十四日と御治定になり、四月十九日を以て賢所奉告の儀は行はれた。御儀次第左の如し。

登極令附式第二編即位禮及大嘗祭ノ式

賢所二期日報告ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス
時刻文武高官、有爵者、優遇者朝集所ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服ヲ制ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服（注）持ヲ以テ之ニ關係諸員亦同シ 式部職、掌典、樂部、衣單冠、其ノ他ハ布衣單
次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服（御東帶黃緞染御袍、未成年ナルヲ供ス 侍從）

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス（同上）

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス（同上）

次ニ皇后ニ御服（御五衣、御小ヲ供ス 女官）

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス（同上）

次ニ皇后ニ御楡扇ヲ供ス（同上）

此ノ間供奉諸員（皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王、宮内大臣、服裝ヲ易フ 男子ハ衣單冠、女子ハ衣單冠、侍從、大禮使長官、式部長官、侍從、皇后宮大夫、大禮使次官、女官、服裝ヲ易フ 男子ハ衣單冠、女子ハ衣單冠）

次ニ大禮使高等官著床

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御屏ヲ開ク 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御、式部長官宮内大臣前行シ侍從劍靈ヲ奉シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官御後ニ候シ皇太

子、親王、王、大禮使長官供奉ス

次ニ皇后出御、皇太后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王、大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴、内掌典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王拜禮

次ニ天皇皇后入御、供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下



〔注意〕天皇權輿ニ在ルトキハ天皇皇后ニ關スル儀注ヲ除キ御屏ヲ開クノ前ニ「式部官前導攝政東及親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王參進本位ニ就ク」ノ項ヲ加ヘ掌典長祝詞ヲ奏スノ次ニ「御鈴ノ儀アリ奉仕」及「攝政拜禮御告文ヲ奏ス」ノ二項ヲ加フ

〔註〕綾綺殿 宮中正殿の傍に在り、京都皇宮の宜陽殿と同じく御舉式の前に御召換等の御準備を遊ばす處。

東帶 中古以來主上始め文武官の禮裝で、今日の所謂大禮服である。下に大口（色は緋、仕立は袴の丈、前後二



幅づゝで作る）を穿き、次に單（裏のない衣）を著、其の上に表袴（仕立大口に似る）を穿き、其の上に襦袢の形した襦を着る。その襦の裾はキヨといつて長く後に引く。之を短く折上げるのを縮著といふ。襦の上に袴を着、其の上を石帯といふ革帯で結ぶ。官位の高下によつて袴の地も色も模様も、石帯の飾も違ふのである。黄櫨染御袍（クワウロゼンノゴハウ）此は天皇陛下にのみ限る御袍である。色は赭黄色で眞夏の日色に象り犯すべからざるの義を含められたのだといふ。桐竹鳳麟の御紋を組合せたのを織出してあるので桐竹の御袍とも申す。之に紅の御下裳、立襦の御冠を召させられるのである。關腋御袍（ケツタキノゴハウ）とは袴の兩腋、袖下から縫ひつけてないので、此は武官の著したもので、文官のは縫腋といつて腋が縫つてある。空頂御黒幘（クウチャウオンコクサク）御冠の略體のものを前額にあて、腦後に結ばせられるのである。五衣（イツ、ギヌ）とは中古以來貴婦人の禮裝で白の内衣、紅の袴の上に袴を五重重ねるのである。小袴は唐衣や裳を著けぬ時に、上に打掛けて著るもの。長袴（チカハカ）切袴（普通の丈）でなく長く後へ曳く袴。

二、皇靈殿神殿に期日奉告の儀

前の儀に續いて行はせられ午後十二時四十分といふに、式は全く終つたのである。本儀は前の儀と同様であるが只

御鈴を鳴らすの儀だけが無いのである。此も今回が始めての大儀である。

三、神宮神武天皇山陵並前帝四代の山陵に勅使發遣の儀

登極令第七條に、又勅使をして神宮、神武天皇山陵、并前帝四代の山陵に奉幣せしむとある。即ち即位の禮大嘗祭を行はるべき期日の定まりたることを、勅使を遣はされて伊勢神宮并に神武天皇の畝傍山東北陵、及前帝四代即此度にては明治天皇の伏見桃山陵、孝明天皇の後月輪東山陵、仁孝天皇の後月輪陵、光格天皇の後月輪陵の諸陵へ其由を告げたまふのである。此式はすでに大正三年一月十七日宮中に於て行はれたのであるが、皇太后陛下崩御により、延期となり、更に大正四年四月十九日午後二時を以て宮中鳳凰の間に於て行はせられた。

神宮神武天皇山陵并前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス、時刻大禮使高等官、式部官著床

但シ服裝小禮服禮裝禮服通常禮服關係諸員式部職掌典部職員ヲ除ク亦同シ

次ニ内閣總理大臣著床

次ニ勅使衣冠單、帶劍、著床

次ニ式官警蹕ヲ行フ

次ニ出御御引式部長官衣冠宮内大臣同前行シ侍從同御劍ヲ奉シ侍從長上侍從上侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ幣物御覽侍立



次ニ神宮參向ノ勅使ヲ召ス

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣率仕

次ニ勅語アリ勅使退キテ幣物ノ傍ニ立テ

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ入御

供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)天皇襦袢ニ在ルトキハ天皇ニ關スル儀注ヲ除キ勅使著床ノ次ニ攝政衣參進本位ニ就ク、及攝政幣物

ヲ檢ス學典長ノ二項ヲ加ヘ勅語ノ項ノ「勅語アリ」ヲ「攝政勅語ヲ傳宣ス」トス

【注】烏皮履(ツリカハノクツ)黒革で前方を山形に高く拵へた履。御引直衣(オンヒキナウシ)古來天皇の用ふる直衣で裾を長く曳く。御祭文(ゴサイモン)天皇の神を祭り給ふの御文。辛櫃(カラウド)唐櫃とも書く。調度を入れる四角な櫃で足が外方へや、廣がつてゐる。小禮服、及び中禮服は、式部長官のみ着用、帽に羽なし。

此の勅使發遣の儀は古にも有つたのである。但し伊勢神宮への奉幣を由の奉幣、山陵の告陵使と申した。由の奉幣とは即位禮及大嘗祭を擧げらるべき由を伊勢神宮に奉告し給ふ爲建禮門(神祇官の事も有つた)へ行幸あつて奉幣使を立てられる壯嚴な御式であつた。無論之にも變遷が有つて、伊勢神宮の外岩清水八幡宮、加茂神宮へも奉

幣され、三社の奉幣と申した事も有つた。先帝の時も三社へ奉幣された。次に告陵使とは御即位の由を豫め山陵に奉告せしむるの使で、その山陵は七陵の事有り、九陵の事有り或は功臣の墓へも告げしめる等、時宜に依つて一様ではなかつたが、天智天皇の山階陵だけは、いつも必ず第一に敷へ奉つたのである。此は歴代の天皇が、天智天皇の定め給うた制度に則つて天下を治め御位に即き給ふの特に尊信し給うたからであらう。然るに登極令は神武天皇創業の古に復るとの御趣意で、畝傍山東北陵を第一とし、其の他は前帝四代の山陵と御治定あらせられ、天智天皇は自餘御歴代の天皇と共に皇靈殿に於て奉告の御祭典に預らせ給ふのであらう。

四、神宮に奉幣の儀

四月二十一日午前八時豊受大神宮即ち外宮、午後一時皇大神宮即ち内宮の神宮齋館へ勅使参着、午前九時豊受大神宮、午後二時皇大神宮勅使並に祭主以下参進。是より先儀仗兵第一鳥井内に整列して、官幣辛帳御出門の際前後を守護し奉つて進行する。次に勅使並に祭主以下第二鳥居外にて對揖す。修祓の儀有つて板垣御門(外垣)に参入す。儀仗兵は門外に整列する。次に四丈殿に於て幣物を點檢して後、重々御門を開きて幣案を正殿階下の中央に安き勅使以下中重石壺の版(位置)に就く。奏樂の間に開扉、祭主階を昇り殿内に候し訖つて版に復る。次に官幣を大床の案上に奉奠し、勅使祭文、大官司祝詞を奏す。祭主昇階殿内に候す。次に祭文官幣を殿内に納め、祭主降階勅使に反命し、奏樂の裡に御扉を閉ず。勅使以下太玉申を奠し、奉拜して重々御門を閉ち各退下するのである。此の儀は神宮の祭式に依るとあり、本年四月十九日、内務省より告示された。

五、神武天皇山陵並前帝四代山陵に奉幣の儀

前述の如く本儀はいづれも本年四月二十一日を以て行はれた。各山陵にては先づ陵所を裝飾し、儀仗兵陵門外に整列し、諸員着床、勅使は衣冠單にて参進し、奏樂の裡に神儀を供へ、掌典祝詞を奏し、幣物を供へ、勅使祭文を奏し、拜禮あり。次の奏樂の間に幣物神儀を撤し、一同退下して儀式は終るのである。(此は皇室祭祀禮附式中山陵に奉幣の式に依らせられるのである。)

六、齋田點定の儀

齋田とは大嘗祭に於て神前に神饌神酒を上る悠紀主基兩殿の祭儀に供すべき新穀を收穫する御田の事である。齋は清淨の義である、祭祀の義である。さて此の齋田には悠紀殿に供するのと、主基殿に供するのと二つに別けられてあつて、往古から皇都の東西の一個國づゝを選定してお命じになつたのであるが、醍醐天皇の御代からは運輸其の他の御便宜上皇都近くなる近江を悠紀の齋國に丹波及備中兩國を交互に主基の齋國と一定し、唯その國內の郡のみを大典の際に卜定する例となつた。先帝の御時は甲斐を悠紀齋國安房を主基齋國に選ばれた。然るに登極令では第八條に「大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ悠紀地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス」と定められた。此の齋田を選定するのを昔は國郡卜定といひ、今は齋田點定と申すのである。又昔は悠紀の國、主基の國と言つたが、今は府縣制度になつたので悠紀の地方、主基の地方と申すのである。(悠紀主基に就いては、更に兩殿の儀の章に於て詳述する。)

齋田點定ノ儀

當日何時神殿ヲ裝飾ス、時刻大禮使高等官著床

但シ服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ式部職樂部職員ハ布衣單

次ニ御屏ヲ開ク 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ齋田點定ノ儀アリ

次ニ神饌ヲ撤ス 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

さて今回の齋田點定の御儀は大正三年二月五日午前十時宮中神殿大前にて行はれたのである。即ち皇太后宮未だ崩御あらせられぬ御時で、此の時の點定は別に期日奉告祭の如く再び改めて行はせられなかつたのである。左に其の御模様を記さう。

當日早朝神殿を裝飾し、午前九時布衣單の岩倉掌典長、九條掌典次長、宮地、園池、北郷、佐伯、久我、中山、各掌典并小禮服、禮服、禮裝、通常禮服の原大禮使長官、戸田大禮使典儀部長以下各大禮使高等官何れも着床あり。神樂歌神其他を奏する中に、布衣單の河鱈、久我各掌典神殿の御屏を開き、北郷掌典以下各掌典は神饌を



供し、岩倉掌典長祝詞を奏し奉る。やがて一同下庭の座につけば、原大禮使長官は、悠紀主基各地方府縣名を記入せる紙片を封入して之を戸田典儀部長に授ければ、同部長は之を受けて、更に岩倉掌典長に授け、同掌典長は又宮地掌典に授け、茲に齋田點定の事を命ずるのである。そこで園池掌典は神樂歌を奏し、警蹕の間に卜定の神なる天兒屋根命、太玉命の二柱を降し、神饌を供し、畢つて宮地掌典は、恭しく祝詞を奏し、次に卜具を下庭の中央に備し奉る。此龜甲は東京帝室博物館に藏せし伊豆相模地方に於て捕獲せる鱉と、日光産の波々廻の木とを御料とし龜は表面の甲羅を削り、長八寸、幅五寸、厚さ一分の長方形の薄板としたものを、悠紀主基各二枚づつ、都合四枚を造り、又波々廻木即ちはみづ櫻を細かに打ち割つて、長さ約七寸程に切つたるもので、宮地掌典は槍の圓錐を槍の臺に摩擦して神火を燃やし、之を波々廻木にうつし、焰の立や、前の甲板の表面に縦に一條、横に上下二條の黒線を畫して、焰上に翳せば、やがて甲に龜裂が出来る。即ち其方面に依りて悠紀主基兩地方の卜合を知ることを得、之を封書の上にかき斯くして先悠紀地方を行ひ、次に主基地方を行ふ事前後二回、こゝに方位も始めて鮮明に拜知することを得たので、宮地掌典は封書を岩倉掌典長に致し、掌典長之を受けて戸田典儀部長に致せば、部長之を受けて原大禮使長官に致し、畢りて神樂歌を奏する中に卜具御饌を撤し、園池掌典は昇神の儀を行ひ、訖りて神樂歌を奏する中に、北郷掌典以下各掌典は御饌を撤し、河鱈、久我兩掌典は御屏を閉ぢ奉り、各員退出儀式を終つたのである。此卜庭の座は神殿の前庭に二間半と三間の帳舎を設け、南に面して神離を奉安し、高案三脚を据ゑる、其前には素薦を敷き、庭上一面に盛砂をなし、四圍には注連繩を引廻らされた。これは古の國郡卜定の式に當るのである。右の如くして悠紀の地方は愛知縣、主基の地方は香川縣と點定されたので、宮内大臣から地方長官に命じて、齋田を定め、其の所有者に對し新穀を供納するの手續をなさしめた。悠紀主基の地方は斯くの如くして點定するのであ



るが、其の地方に於ける齋田は(一)齋田所有者は一名に限ること、篤農家、老農、精農者にして、相當の資産を有して徳望有る者、家族の健康なる者、(二)齋田の面積は成るべく一圃地で、三反歩乃至四反歩なること、交通便利なる場所、水害、旱害、風害、病虫害等の虞少き處、汚物の混入せざる用水を灌漑し得る處なること、乾田なること、威るべく耕地整理を施したる場所たること等の如き標準に依つて候補地を定め、更に精密に實地踏査の上定められたので、此の光榮有る奉仕者となつたのは、悠紀齋田の方は愛知縣碧海郡六つ美村大字上中島五十九番戸平民農勤七等早川定之助氏、主基齋田の方は香川縣綾歌郡山田村大字山田上九十九番戸平民農岩瀬辰三郎氏である。齋田を照定あらせられるのは、實は全國民より新穀を召される御主意であるが、便宜上東西二地方に御定めになるので、右供納は單に右二人の者が奉仕するのだと思つてはならぬ、右二氏を代表として國民一同より供納するのであると思はねばならぬ。

七、齋田拔穂の儀

登極令第十條に「稻實成熟ノ期ニ至リタルトキハ勅使ヲ發遣シ齋田ニ就テ拔穂ノ式ヲ行ハシム」と有る。意齋田の新穀が成熟すれば左の嚴儀に依つて收穫の事が行はれるのである。拔穂とは穂を刈取ることである。供納すべき新穀は各々白米一石で、此の御米は御饗と御酒との御料に充てられるのである。

齋田拔穂の儀

當日何時齋場ヲ裝飾ス、時刻大禮使高等官地方官著床



但シ服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使ノ儀ニ同シ

次ニ拔穂使^{軍衣冠}隨員^{布衣}ヲ從ヘ齋場ニ參進本位ニ就ク

次ニ神饗幣物ヲ供ス^{拔穂使隨員奉仕}

次ニ拔穂使祝詞ヲ奏ス

次ニ拔穂ノ儀アリ

次ニ幣物神饗ヲ撤ス^{拔穂使隨員奉仕}

次ニ各退下

〔註〕布衣單(ホイヒト)狩衣の無紋の物、色は一定せず。袴は淺黃の指貫、單は黃色無紋で、緒太の草履を穿つ。判任以下の者の料である。齋場 すべて清まはりお祭をする處をいふ。

八、京都に行幸の儀

愈々大典を行はせられる爲に、其の期日に先だち天皇は神器を奉じて皇后と共に京都に移御せらるゝ爲に擧げられる御儀である。

京都二行幸ノ儀

當日何時賢所御殿ヲ裝飾ス、時刻大禮使高等官着床

但シ服裝大禮服正裝正服關係諸員亦同シ^{式部、掌典部、樂部職員中掌典長、掌典次長、掌典樂官ハ衣冠單其ノ他ハ布衣單}



次ニ御屏ヲ開ク、此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ神饌ヲ供ス、此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス
 次ニ天皇御代拜侍從奉仕、衣冠單、以下天皇御代拜ノ項ニ於テ別ニ分註テ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ
 次ニ皇后御代拜女官奉仕、袿袴、以下皇后御代拜ノ項ニ於テ別ニ分註テ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ
 次ニ神饌ヲ撤ス、此ノ間神樂歌ヲ奏ス
 次ニ御車ヲ御殿ノ南階ニ養ス
 次ニ賢所御車ニ乘御奉仕
 時刻文武高官有爵者優遇者並夫人停車場ニ參集
 但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服用制ナキ者ハ通常禮服關係者亦同シ齒笄ニ奉仕スル掌典長、掌典ハ衣冠單、帶劍
 次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王停車場ニ參集ス
 次ニ賢所御車宮城出御
 天皇 皇后宮城出御
 齒笄ハ第一公式ヲ用キ供奉諸員中ニ大禮使高等官、掌典長、掌典ヲ加フ
 次ニ停車場ニ着御、此ノ時諸員奉迎
 次ニ御發轍、此ノ時諸員奉送
 次ニ京都ニ着御、此ノ時在京親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、文武高官、有爵者、優遇者並夫人服裝奉仕諸員ニ同



ニ 停車場ニ奉迎ス
 次ニ停車場出御 齒笄宮城出御ノ時ノ如シ
 次ニ皇宮ニ着御
 【註】 御代拜を奉仕するは京都へ御發轍の當日の事として御服裝御召換等に困難であらせられるからであらう。殊に皇后陛下には御髮かくして改め給はねばならぬのである。御車は賢所の乗御ある神輿で之を御羽車と申し上げる。齒笄とは天皇の御行列全體をいふ。第一公式齒笄は憲法發布の時に御用ひになつた。上に金風の載れる實に絢爛目もまばゆき御輦を六頭の馬をして引かせ給ひ、風輦より前に賢所及び劍璽を奉安せる御羽車を八瀬童子兒さまゐらせ、前後左右を威儀嚴重に護衛し奉るのである。

九、賢所春興殿に渡御の儀

春興殿は京都皇宮の東門建春門内もと賢所の址に在り、宜陽殿を隔て、紫宸殿の東に紫宸殿と殆ど相並んで新に御造營になつた壯麗な御殿である。古の春興殿は、宜陽殿の南に在つて、武具を納められた所であるが、昔大内裏炎上の砌、温明殿に奉安あつた神鏡を春興殿に移御されたといふ歴史が有り、今回元の賢所の址に神器を奉安すべき本殿を建築あらせられるに及んで、之を賢所又は温明殿と申さば東京宮城内の賢所又は温明殿と混じ易いといふ所から昔の事跡に酌まれて特に春興殿と申されることになつたのであらう。

賢所を春興殿に奉還あらせらるるのは、皇祖の神勅「殿を同じうし、床を共にし、以て齋鏡と爲せ」とあるを奉じ給ふ誠に畏き御敬慮に依るのである。

次ニ神饌ヲ撤ス 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
次ニ御屏ヲ閉ツ 此ノ間神樂歌ヲ奏ス
次ニ各退下

二、賢所大前の儀

即位禮當日午前春興殿に於て行はせられる嚴儀である。
世間或は紫宸殿の儀のみを以て御即位の本式と思ふものが有るが決してさうでない。此の賢所大前の儀と二式合せ
て本式となるのである。而して此の式に於ては御即位の旨を皇祖の神靈に奉告遊ばされるのであり、紫宸殿の儀に
於ては天下萬民に之を宣布し給ふのである。即ち神に對するものが此の式で、人民に對するものが次の式である。
さて上古即位禮を擧げさせられる時には三種の神器を奉安して御舉行あらせられた。其の後神鏡は特に崇敬し給う
て賢所に奉安し、劍と璽とのみを踐祚の日に渡御し奉る例となつた。賢所大前の儀は即ち天祖の大前に告げ給うて
御動座の出來ぬ神鏡奉受の御意を禮儀に表はし給ふの大典で、此の度登極令に依つて初めて定められた御式である。

即位禮當日賢所大前ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス
其ノ儀本殿ノ簾、幌、竝壁代ヲ更メ内陣ノ中央ニ天皇ノ御座帖ヲ設ケ案ヲ安ク
其ノ東方ニ皇后ノ御座帖ヲ設ク



時刻建禮門及建春門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

時刻文武高官、有爵者、優遇者、竝夫人及外國交際官竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服白下衣袴正裝正服用制ナキ者ハ通常禮服女子ハ大禮服關係諸員亦同シ式部職家典部樂部職員中家典長家典東帶(綾著)樂

官其ノ他ハ衣冠軍

- 次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王宜陽殿ニ參入ス
- 次ニ天皇皇后宜陽殿ニ渡御
- 次ニ天皇ニ御服御東帶御袍未成年ナルトキハ空頂御黑襦ヲ供ス侍從
- 次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス上
- 次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス上
- 次ニ皇后ニ御服御五衣、御ヲ供ス女官唐衣、御裳ヲ供ス奉仕
- 次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス上
- 次ニ皇后ニ御拾扇ヲ供ス上
- 此ノ間供奉諸員皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、宮内大臣、内大臣、式部長官、侍從、皇后宮大夫、大禮使次官、式部次官、女官服裝ヲ易フ男子ハ東帶(綾著)帶劍、女子ハ五衣、唐衣、裳
- 次ニ儀仗兵建禮門外竝建春門外ニ整列ス
- 次ニ大禮使高等官左右各三人南門外ニ參進衛門ノ本位ニ就ク
- 但シ服裝東帶冠卷腰綬、繻袍(關殿綾著)錦補襖、錦腰褄、劍平袴、平胡錄、前ナ弓、絲鞋單下裳、半臂、大口、表袴、白布帶、紺腰巾
- 次ニ大禮使高等官左右各一人同判任官左右各六人ヲ率キ司鉦司鼓ノ本位ニ就ク



に便にすること。昔は武官は纓著で文官はさうでなかつたが、今回はすべて纓著。宜陽殿は春典殿の西南紫宸殿の東南に軒廊續きになつてゐる御殿で、東京宮城に於ける綾綺殿と同じく御服御著換をなさる處。帛御袍(ハクノゴハウ)とは白い練絹の御袍で神事に召されるものである。御冠御帶とも無紋の由。御五衣、御唐衣、御裳。此は俗に十二單といふものである。五衣とは白の内衣、紅の袴の上に單を着、其の上に袷を五重襲ねるをいふ。其の五衣の上に丈も短く袖も幅狭のものを著ける、此が唐衣。裳とは唐衣着用の時、腰から下、後方に長へ曳くものである。高下に依つて其の地や色を異にせられるのである。南門外掖 外掖とは門外の兩側をいふ。衛門の本位 衛門とは御門を護衛するの儀で昔六衛府の武人の掌つた所である。本位は已に述べた通り、其の著席すべく定められた位置。巻纓(ケンエイ)は武官の冠で、後方に垂れた纓を内側に巻いて、巾子として冠の上部後方に高くなつてゐる木に夾む。紱(オイカケ)も武官の用ふるもの、兩耳の側に扇のやうに開いた物。縹(ハナダ)は薄藍色、襦袴にウチカケともリヤウタウともいふ。袴の上に腰上まで腹背兩面に著ける兩袖のない物、之を締める帯を攝腰(セヒエ)といふ。單、下襲、半臂は袍の下に襲ねて著るもの、大口は下に穿く赤袴、表袴は其の上に穿く白袴、白布帶(シロノフタイ)は之を締める帯。緋腰巾はヒノハキ。平緒は太刀の緒である。帶取に通し腰に廻して劍を佩き、餘を前方に結んで垂れる。胡録は矢を入れて背に負ふもの、扇形に廣がつたのを平胡録(ヒヤナグヒ)といひ、筒になつてゐるのを壺胡録といふ。平胡録には矢を十五本、壺胡録には七本挿すといふ。絲鞋(シガイ)は白糸で組んだ履。司鉦、司鼓式の初終を報する役目で司鉦司鼓とも左右各三人即ち十二人である。垂纓は纓を後方に垂れたもので文官の用。細纓はサイエイともホソエイともいふ。元は纓の幅の細き者を用ひたが後世は鯨の筋二本を輪にして巾子に附ける。威儀物は御儀に威光を添へる武器である。兩面錦とは赤地に黃の七寶花菱の模様ある



錦で表裏同模様を顯はして織る。挂甲ケイカフともカケヨロヒともいふ。小短冊形の薄金に金の焼付をし細い革で綴つた古風の鎧で袍の上に著る。肩當は挂甲の下に肩に當てるもの。威儀の本位に著くのは古の近衛の次將に當る。左近櫻、右近橋の前に並ぶ。折敷(ヲシキ)は白木の剝板で作つた盆の類、此の上に土器を据ゑて神儀を盛るのである。高坏(タカツキ)は折敷を載せる臺。折櫃(ヲリウツ)は折敷の縁を高くし四面の中央に足を附く。南廂(ミナミノヒサシ)御殿の南面の外部の間。

三、紫宸殿の儀

此の御儀に於て、天皇陛下には高御座に着かせ給うて、皇位繼承のことを内外に告げ給ふの勅語有り、内閣總理大臣壽詞を上り、一同陛下の萬歳を合唱するのである。賢所大前の儀と共に殿儀中の殿儀、最高至上尊貴無比の御儀である。

古來即位禮は宮中正殿で行はれた事もあり、大極殿、太政官廳の事もあり、近世から紫宸殿となり、登極令に於て永久本殿にお定めになつたのである。當日午前には賢所大前の儀があり、本儀は午後二時を以て始めさせ給ふといふ。御殿の御裝飾庭上の御敷設等は無論其の前より御準備有るのである。

紫宸殿はシシイデン、ナンデン(又ナデン)ともいふが今は専らシシイデンと申す。京都御所中南面せる宮殿中結構最も宏大、古昔は尋常の公事はかりを執行はせられた所であるが、大極殿が荒廢してからは即位大嘗の大儀を始め小朝拜として年毎の朝賀も此の殿内で行はせられるやうになつた。其の檜作の白材、檜皮葺の御屋根清々しく又神神しい。其の大きさ、九間四面(一間は一丈五尺)、身舎(母屋とも書く御殿の正中)を中に東西南北の廂(外に向



次ニ式部長官式部次官殿上ノ南廂ニ來進本位ニ就ク式部官東帶之ニ從ヲ
 次ニ大禮使長官大禮使次官殿上ノ南廂ニ參進式部長官式部次官ノ上班ニ就ク
 次ニ内閣總理大臣宮内大臣殿上ノ南廂ニ參進大禮使長官大禮使次官ノ上班ニ就ク
 次ニ皇太子、親王、王高御座前面ノ壇下ニ參進本位ニ就ク
 次ニ式部官警蹕ヲ稱フ
 次ニ天皇御服實所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ、以下天皇ノ御劍璽ヲ御帳中ノ案上ニ奉安シ御笏ヲ供ス
 内大臣高御座ニ昇リ御帳前東北隅ニ候シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官高御座後面ノ壇下ニ侍立ス
 次ニ皇后御服即位禮當日實所大前ノ儀ニ同シ、以下皇后ノ御帳臺北階ヨリ昇御女官御椅扇ヲ供ス
 皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王御帳臺前面壇下ニ參進本位ニ就キ皇后宮大夫女官御帳臺ノ後面ノ壇下ニ侍立ス
 次ニ侍從二人分進高御座ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ奉ク訖テ座ニ復ス
 次ニ女官二人分進帳臺ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ奉ク訖テ座ニ復ス
 次ニ天皇御笏ヲ端シ立御
 次ニ皇后御椅扇ヲ執リ立御
 次ニ諸員最敬禮
 次ニ内閣總理大臣西階ヲ降り南庭ニ北面シテ立ツ
 次ニ勅語アリ



次ニ内閣總理大臣南階ヲ昇リ南榮ノ下ニ於テ壽詞ヲ奏シ南階ヲ降ル
 次ニ内閣總理大臣萬歲旗ノ前面ニ參進萬歲ヲ唱フ三諸員之ニ和ス訖テ西階ヲ昇リ座ニ復ス
 次ニ天皇皇后入御 警蹕出御ノ時ノ如シ
 次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三
 次ニ各退下
 (注意) 天皇襪襪ニ在ルトキハ皇太后皇太后ナキトキハ内親王又ハ親王妃 奉抱シ高御座帳内ニ御シ女官御帳前壇上西北隅ニ候ス皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ天皇未成年ナルトキハ攝政(東帶) 御帳外壇上東北隅ニ候シ内大臣ノ上班ニ就ク又勅語ノ項ヲ「攝政御帳ノ前面ニ參進勅語ヲ傳宣ス」トス
 【註】南榮 榮は俗にいふ欄間の處、廂の外に在り、總理大臣此の下にて壽詞を奏す。帽額 長押の上に引渡す幕。三層繼壇 高御座を安く黒漆の壇で第一層は高さ約三尺東西二丈四尺南北二丈二尺、第二層は一丈八尺四方で高さ約一尺、第三層は高さ約五寸、左、右、後の三方に階あり、第一層周邊に朱塗の勾欄が有る。高御座は即ち即位禮の時に天皇の着御し給ふ玉座で、皇位を高御座といひ、即位式を高御座の業といふも此故である。大圓鏡は内部の真上に懸けるのである。玉旒 玉を鎖にして綾どり末に薄金の香葉を附く。蛇舌(ジャゼツ)短冊形の下端を劍尻にして薄金數十枚を並べ懸ける。龍寶土敷 龍寶は蘭の名で之を色々に染めた花箋。大和軟錦は褐色地に赤の花菱、白の菊花を織出した大和錦。毳代とは和製の絨毯。東京錦は葦盤目に赤白の色を交へ、白地には蝶鳥の模様を織出す。東京とは安南の地名にて此の物の原産地。螺鈿案とは貝すりの机で劍璽を奉安する爲の物。鐘道は兩陛下玉歩を運ばせ給ふ御道筋で下に三幅の布單を敷き其の上に二幅の兩面錦を敷く。劍璽を

捧持する者だけは此の上を通行するを得るのである。
御帳臺は皇后陛下の御座である、殿手(ワラビデ)とは棟端が殿の先のやうに曲つてゐること。皇后陛下の御座を
高御座に並べて設けられた事は未だ曾て有らざる所、登極令の御制度は實に時勢に順みて選ばせ給うた事と拜さ
れて誠に畏し。

綵綾軟障は綾地に五彩の地紋有る幕の如きもので、一般参列者の位置なる、南庭を圍む軒廊の後面に垂れる。前
面の青簾は半之を捲き上げて懸ける。

簾とは旗の竿頭に黒色の赤熊のやうなものを据ゑたのをいふ。古は黒い馬の毛又は型牛の尾で作つたが、近世は
清い字を黒く染めて用ひしめたといふ。古風の天皇旗である。頭八咫鳥形大錦旗、頭八咫鳥は神武天皇熊襲御征
伐の後大和に入らせられる時、天祖大神の靈夢によつて此の鳥の向ふ所に従つて山中の險阻を容易く越え給うた
といふ故事に依る。靈鷲形大錦旗、靈鷲の圖案も亦神武天皇長隨彦御征服の際御弓の上に金鷄來つて敵軍の眼を
晦ませたといふ故事に本づく。菊花章中錦旗同小錦旗は各五旒金糸で菊花の繡をした青黄赤白紫の五色の旗を
左右とも順に一列に並べられる。

萬歳旗は赤地の錦に「萬歳」と金泥に書し其の上に殿鏡と魚形とを繡したものである。殿鏡と魚形との圖案も亦神武天
皇の故事に本づく。此は熊野から大和に入らんとし給ふ時賊軍猖獗で進む事が出来ぬ。天皇神訓に依つて天の香
山の土で殿鏡を作り酒を入れ、吉野の丹生川の上にて天地の神を祭りて之を川に沈め、もし川中の魚が悉く酔う
て浮び出たら勝軍と占形にせられた所、暫くにして魚皆浮び流れ土氣大に奮ひて遂に兎賊を平げ橿原宮に即位し
給ふに至つたのである。以上神武天皇の故事を形に現はし給うたのは登極令の御制度で、いかに先帝が神武天皇

の偉業を仰慕私淑あらせられたか、拜察し奉られる次第である。
承明門は紫宸殿の正面に當る南門で日華門は東面、月華門は西面に有る。承明門の東に長樂門、西に永安門、日
華門の南に左掖門、月華門の南に右掖門が有る、以上が紫宸殿の内門である。
今回の御儀たるや吾が國體の精華を骨子として古例に鑑みさせられ、諸外國と修交締盟を導くする現時の國勢を酌
ませられて御定めになつたもので、實に吾が即位式中前古に比無く、範を永く後代に垂るゝ大制定である。明治天
皇の御時も外國使臣の参列は有つたものゝ、復古の政變に御忙はしき間の事として、今回のと比ぶれば、儀式として
は齊はぬ點も有らせられたらうと拜察される。さても國運の隆昌既往に比なく、儀禮は萬世の範となる今秋の御大
典がいかに燦然たり赫奕たるべきかは拜推するに難くない。目のあたり此の盛儀に遣へる吾等こそ實に祝福された
國民と謂はねばならぬ。

さて其の日の御儀の如何に神々しく、清々しく、尊く、麗しく、嚴かに華かにあらせられるであらう。庭上砂白
く、若天氣澄みわたるところ、五彩の錦旗秋風に戦ぎ、燦爛たる鉦鼓清光に映する様、森嚴靜肅なる廣庭に天降し
ます朗々の玉の御聲、君萬歳を祝し奉る内外臣僚歡呼の響、嗚呼今よりして想察し奉るだに心躍り魂飛ぶを覺え
る。

四、賢所御神樂の儀

此の儀は前日御即位の大禮御滯なくすまされたる御報賽の御祭陸拜せられる。御儀の次第は「賢所に期日奉告の
儀」と略同じ。但だ此には兩陛下の御拜禮のみで、御告文の奏が無いだけである。

即位禮後一日賢所御神樂ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官、有爵者、優遇者、並夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ

次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王宜陽殿ニ參入ス

次ニ天皇 皇后宜陽殿ニ渡御 以下天皇ニ御服、御手水、御笏、皇后ニ御服、御手水、御繪扇ヲ供シ供奉諸員服裝ヲ易フルノ儀アリ總テ賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同キヲ以テ今其ノ項ヲ掲グス但シ供奉員中皇族女子ノ服裝ハ五衣、小袿、長袴トス

次ニ大禮使官高等官著床

次ニ大禮使高等官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御屏ヲ開ク 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官、宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官御後ニ候シ皇太子、親王、

王、内大臣、大禮使長官供奉ス

次ニ皇后出御

式部次官、皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王大禮使次官供奉ス



次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮 御鈴内奉
典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王拜禮

次ニ御神樂

次ニ天皇 皇后入御 供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

【註】神樂歌今回の御儀の内には賢所御神樂の儀あり、其他すべての御儀に御屏の開閉、神饌を供し撤する間には必ず神樂歌を奏せられることになつてゐる。神樂歌はカグラウタ又はカミアソビウタともいふ。其の初め天照大神天窟戸に入り給うた時、大神の御心を和めまつる爲に天鈿女命が爲した俳優に起るといふ。歌詞は古く傳つた短歌を採入れたのが多く、之に樂譜あり舞伎あり、和琴、横笛、篳篥等を用ふ。歌の數の現在残存せるは八十九首、全樂譜を庭燎、阿知女作法、採物、大前張、小前張、明星、雜歌の七つに分つ。其の内容は神事に關する者、人事に關する者、自然に關する者あり。其の儀式次第は江家次第卷の十一に詳しい



が、繁を恐れて省略し、但歌詞を各部本末一首づゝ左に録さう。

庭燎(神樂の初に歌はるゝ物)

みやまにはあられふるらし、外山なるまさきのかづら色づきにけり、色づきにけり。

庭燎終れば「阿知女作法」として天鈿女命の神態を、人長として俗人の長がうつしてなす作法が有る。

採物(桐、幣、杖、篋、弓、劍、鉞、杓、葛の九種の物を取揃へ其の一つづゝを取りて神座の前にて

舞ふのである)

本

本(神樂を奏する者二手に分れ、神座に向つて右を本座といひ左を末座といふ)

さかき葉の香をなつかしみとめ來れば、八十氏人ぞまとゐせりける、八十氏人ぞまとゐせりける。

末

神がきのみむろの山の榊葉は神のみまへに茂りあひにけり、しげりあひにけり。

韓神(韓神は素盞鳴尊の孫大年神の御子である。王宮鎮護の神としてある)

三島木綿肩に取りかけ、肩に取りかけ、われ韓神のからをぎせんや、からをぎせんや。(本)

やひらでを手に取りもちて、われから神のからをぎせんや、からをぎせんや。(末)

大前張(此はもと催馬樂として昔の俗曲の神樂歌中に入つたものである)

階香取

尻長鳥猪名の港に、アイゾ、入る舟の、かちよくまかせ、舟かたぶくな、舟かたぶくな。(本)



若草のや、妹ものりたりや、アイゾ、われものりたりや、舟かたぶくな、舟傾くな。(末)

小前張

千歳

せんざい、せんざい、せんざいや、千とせのせんざいや、なほせんざい。(本)

まんざい、まんざい、せんざいや、よろづよのまんざいや、なほまんざい。(末)

明星

木綿作

ゆふ作る、信濃原にや、麻尋ね、麻たづねや。(本)

麻たづね、汝も神そや、あそべ、く、く、く、く、あそべや。(末)

雑歌

朝倉

朝倉や、木のまろ殿に吾が居れば、わがをれば。(本)

わがをれば、なのりをしつゝや、行くは誰が子ぞ、行く人や誰。(末)

第五編 大嘗祭

大嘗祭に關しては第一編總説五に一わたり述べたが、今少しく記さう。

大嘗祭は大嘗會ともいふ。大嘗は今、ダイジャウと言讀にする。古語にてはオホニへと訓じ、音便にてオホンベともいひ、又オホナメともいふ。オホニヒアへ(大新嘗)が斯く約まつたのであらう。ナメが嘗の訓でない事は已に前に述べた。新嘗、神嘗も亦新の嘗、神の嘗の義である。

大嘗の祭神は、天照大神を本として、前後の天つ神國つ神である。此の御祭典には新に悠紀、主基といふ二殿を建て、宵と曉と同儀式で、兩殿に於て天皇御親ら神饌を供進し給ふのである。兩殿の祭神に就いて悠紀殿は天照大神、主基殿は他の天神地祇との説も有るが、御告文には兩殿とも同じく「伊勢の五十鈴の川上におはします天照大神、天つ神地つ祇の諸の神達に曰さく……」と宣はせ給ふとか承れば、兩殿とも同じ祭神におはす事は明である。

向、大嘗祭の如何なるものであるかは、明治四年十一月十七日東京吹上の御苑に於て、明治天皇が大嘗祭を行ひ給うた時、天下萬民に授け給うた御告諭に明であるから左に謹録しよう。

告諭
大嘗祭の儀は、天孫瓊杵尊降臨の時、天祖天照大神詔して豊葦原の瑞穂國は吾御子の所知國と封し玉ひ乃齋庭の穂を授け給ひしより、天孫日向高千穂宮に天降まし、始めて其稻種を播て新穀を開食す是れ、大嘗新嘗の起源也是より御歴代年々の新嘗祭より殊に御即位繼體の初に於て大嘗の大儀を行ひ玉ふことは新帝更に



斯國を所知食し、天祖の封を受け玉ふ所以の御大禮にして國家第一の重事たり其儀十一月卯日、宸儀悉く天祖天神地祇を饗祀まし、辰日、高御座に御して新穀の饗儀を開食し即ち酒饌を百官群臣に賜ふ是を豐明節會と云ふ夫穀は、天祖の授與し給ふ所生靈億兆の命を保つ所のものにして、天皇斯生民を鞠育し以て其恩頼を報じ天職を奉じ玉ふこと斯の如し然則、此大嘗會に於けるや天下萬民謹んで御趣旨を奉戴し當日人民休業各其地方産土神を參拜し、天祖の徳澤を仰ぎ隆盛の洪福を祝せ玉ふべからざる也。

次に大嘗祭を行はる、齋場即ち大嘗宮の事を略説しよう。之に就いては登極令に別に規定はないが、此の度は皇居の東南元の仙洞御所に御經營になるのである。今回の御造營の御規模はまだ窺ひ知る事が出来ぬから、左に近古の其の御模様が略記すれば、東西十六間、南北十間、高さ六尺の柴垣を廻らす。垣の内面は北山柴を用ひ、外面は萩の柴を用ふ。之を竹で押縁して繩で横に五所結ふ。四方の角には皮付の松の添柱が有る。其の柱を柴で上を開き下を裾細に包む。儀式の前日に椎の枝を垣一面に差し廻らす。之を椎の和惠といふ。垣の四方には櫨の皮付の神門(鳥居)を立て柴の開戸を附ける。但し南北の鳥居は垣の中央、東西のはや、南に寄せる。神門の幅は各八尺、高さ北のが二の笠木から下が九尺、其の他は一の笠木から九尺、北の神門のみ斯くするは、陛下渡御の時、御嘗蓋の支へさせられぬ爲である。又東西の神門の外一間ほど隔て、南北二間の袖垣を立つ。之を展籠(カミ)といふ。作り方四方の垣と同じ。又中央に東西に沿らる、神門(外の南東西のと同形只開戸なし)を立て、柱の左右に二間半づゝの柴垣を作り、その垣と丁字を離した形に一間づゝの袖垣を作る。

さて東の神門を一間隔て、悠基殿を建つ。南北五間、東西三間、アツカ草といふ青草を地に敷き、其上に竹の簀子を据ゑ、近江表を敷く。南北五間の内、北の方三間を内陣、南の方二間を外陣とす。内陣の中央には八重疊を敷き

て神座を設く。竹椽四方を廻る。南面西面に各幅一間半三段の階有り、入口は各近江表を皮付の松の木にてぬきを
してある開戸で、開戸の中には各葎の簾あり、其中に白布の幌を垂る。四方壁なく皆近江表をあて、皮付の松の木
にてぬきを五本づゝ入れ、天井も皆近江表である。屋根は茅葺、棟は皮付の松の木で南北の端に片そぎが有り、か
つを木を三所に渡す。

主基殿は西の鳥居の内一間を隔て、建て、作り方悠紀殿と全く同じ、只屋上の片そぎを、悠紀殿は外方をそぎ、此
は内方をそぎだけだといふ。
柴垣を隔て、廻立殿を建つ、此は大嘗宮に渡御ある前、御湯を召され、御装束を改めさせ給ふ處である。南北三間
東西五間、屋根は茅葺、天井は近江表である。
悠紀主基兩殿を隔て、東西に膳屋がある。神饌を料理し奉る處である。悠紀の膳屋の東北、日華門の北の廊の内に
御行水の湯を沸す釜殿(古くはカナヒド)を設く。
以上は荷田在滿の著した大嘗會便覧に記せる、紫宸殿南庭に設けられた近古の大嘗宮の記を節略して述べたもので
ある。今回ののは更に之より規模大きくあらせられる事と拜察する。(平面圖参照)

一、鎮魂の儀

大嘗祭を行はせられるに先だち、玉體の安らかに穩かに鎮まりますやうに祈らせられる御儀で、鎮魂をミタマシヅ
メノマツリとも訓ずる。此は大嘗祭の前のみならず毎年新嘗祭の前日宮中綾綺殿に於て、兩陛下皇太子同妃殿下の
無事長久を合せて御祈りになるのである。其の起原は天照大神天岩窟に籠り給うた時、天細女命、手に鐺(鈴)



の類)着けたる矛を持ち、岩窟の前で巧に俳優の舞をなし、覆槽置(桶を伏すの意)して踏みとろかし群神を笑は
せて遂に大神の御心を和け奉つた故事と、神武天皇の時、宇麻志麻治命が天より渡來つた十種の瑞寶を齎つて、帝
後の爲に御魂を鎮め聖壽の無窮を祈り奉つた故事とに基づくのである。

本儀は皇室祭祀令附式中「新嘗祭前一日鎮魂の式」に依らせられるのである。當日京都皇宮内小御所に、宮中神
に祀れる八神と大直日神とを齎ひ、午後四時裝飾、五時祭官出仕して、降神の式を修し、安知女の神樂歌を奏する
間に八代の神物神饌幣物を供する。掌典長祝詞を奏し、訖つて警蹕のうちに、天皇陛下の御衣(白絹一匹)並に御
の緒の渡御が有る。次に掌典進んで宇氣槽に上ると、掌典補前後の幔を垂れる。内掌典棒を執つて宇氣槽を衝くと
と十回、同時に掌典結を十たび奉仕する。畢つて御霊の緒を本の筥に納むると幔をかゝげる。次に掌典御衣を
開いて神前に向ひ十度振動し、訖つて警蹕のうちに、御衣並に御霊の緒入御、次に皇后陛下、皇太子殿下の御分亦
前の如き御作法有り。さて昇神の儀あつて此の式は終るのである。

【註】八代の神物とは太刀一口、弓一張、箭一雙、鈴二十口、佐奈伎二十口、籠一匹、木綿五斤、麻一斤をいふ。
御霊の緒を結び、御衣を振動するのは、舊事記に、天神教へ給はく、「若し痛む處あらば此の十寶を二三四五六
七八九十(タリヤはトアラリヤの約)と數へて振へ。ゆらくと振へ。かくせば死人も返り生さん」と有るを
の故事に結び合せられたので、御衣は御身體、御霊緒は御靈代である。御衣を振ふは御魂を繋ぎ留めて御體中、
鎮め奉る儀であるといふ。此の式をば又御衣振動及結式と申す。

二、神宮皇靈殿神並官國幣社に勅使發遣の儀

此は第三編三、山陵に勅使發遣の儀と同様に行はせられる。但、官國幣社に地方長官を勅使として發遣される場合には大禮使長官が祭文及び幣物を受け奉つて之を各地方廳に送致するのである。

三、神宮に奉幣の儀

此も第三編四、神宮に奉幣の儀と同じ式で行はせられる。

四、皇靈殿に奉幣の儀

此も第四編一、即位禮當日皇靈殿神殿に奉告の儀と同じ式で行はせられる。

五、賢所大御饌供進の儀

大嘗祭當日には神宮、皇靈殿、神殿、並に官國幣社に奉幣有り、賢所には特に大御饌を供へ給ふ儀式を春興殿に於て行はせられるのである。其の御模様は左の如し。

大嘗祭當日賢所大饌御供進ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス、時刻皇宮警部御殿ノ南門ヲ警固ス

次ニ大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服白下正裝正服關係諸員亦同シ式部職掌典部樂部職員中掌典長掌典次長掌典ハ東帶樂官其ノ他ハ衣冠單

次ニ御屏ヲ開ク此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ御鈴ノ儀アリ内掌典奉仕

次ニ天皇御代拜侍從奉仕東帶

次ニ皇后御代拜女官奉仕、五衣、唐衣、裳

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌ヲ撤ス此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

六、大嘗宮の儀

此は大嘗祭の本儀たる、悠紀主基兩殿供饌の祭儀の御準備式とも申すべきものである。即ち本式に於て兩殿の神座を奉安あらせられるのである。

大嘗宮ノ儀

當日早旦大嘗宮ヲ裝飾ス、時刻外門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

次ニ文武高官有爵者優遇者並夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ女子ハ袴袴ヲ以テ大禮服ニ代フ

次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王頓宮ニ參著ス

次ニ天皇皇后頓宮ニ著御

時刻儀仗兵正門外ニ整列ス

次ニ大禮使高等官二十人南北兩面神門左右各東西南面神門左右各ノ外掖ニ參進衛門ノ本位ニ就ク

但シ服裝東帶冠卷腰帶、櫻袍(兩腋縫者)裏、平袴ヲ平胡録箭ヲ、淺沓、小忌衣ヲ加フ日蔭蔓ヲ著ク前列者ハ黒袍、後列者ハ緋袍

次ニ悠紀主基兩殿ノ神座ヲ奉安ス掌典長、掌典次長、掌典及掌典ヲ奉仕ス東帶(鑲著勅任官及四位以上ノ者ニ在リテハ黒袍、掌

次ニ繪服並鹿鹿服上ニニ各殿ノ神座ニ安ク奉仕長

次ニ各殿ニ齋火ノ燈燦ヲ點ス掌典長補ヲ奉仕ス

此ノ時庭燎ヲ燒ク火炬手服裝冠細腰帶、桃花染布衫、白布、白布袴、白布帶、裏腰巾、麻鞋

【註】頓宮 頓ニハカノ義即ち假宮のこと。神門 後世所謂鳥居のこと。淺沓 索引に註す。

小忌衣 ヲミハイミ即ちいみきよまはるの義。神事に用ふる清淨の衣之を袍ノ上に著る。白布ハ山藍ニ模樣を摺つたもの。日蔭蔓 冠ノ左右ニ垂れるヒカゲといふ蔓艸、山ニ生ずる草木ハ清淨ニだからク神事に用ふる。

神座ハ八重疊トて白縁ノ疊ヲ重ね、其ノ上ニ坂枕トて薦ヲ巻いたものを置かれるとか。神ノ御安臥ノ料ト拜せらる。玉座ハ其ノ東ニ北ヘよせて鋪シかれるといふ。繪服鹿鹿服ハ神ノ御料即ち神服である。タハ絹布ニ、織目ノ粗

なのがアラタヘ(或はいふ麻布ト)、密シなのがニギタヘ。



齋火ハ特ニ火ヲ續ツて點スといふ。庭燎ハ庭上ニ焚ク篝火。火炬手、クワキヨシニ又はヒタキビト、ヒタキともいふ。桃花染 薄紅色、染ノ荒キよりアラゾメといふ。布衫(フサン)裏ノない布ノ狩衣。裏腰巾(イチビハヤキ)葉ノ皮ヲ白クして編ンだもの、裏腰ト見テよい。麻鞋(マガイ)麻製ニて絲鞋ヨリ粗造ノ履物。

七、悠紀殿供饌の儀

此儀ト主基殿供饌ノ儀トが即ち大嘗祭中の本儀である。天皇陛下御親ラ天地諸神ニ神饌ヲ上リ、御親ラも聞シ召スのである。悠紀ハいみきよまはるニて清淨ノ義、主基ハすゞ即ち悠紀ト同義であるといふ。併し主基ハ、助、次ノ意即ち悠紀ニ次グ補助的の儀トする説も有ル。要スるニ悠紀ノ祭儀ヲ背ニし、主基ノを曉ニするのであるが、前述ノ通り神座ノ構造も、祭神も、儀式もすべて同様である。

悠紀殿供饌ノ儀

時刻天皇立殿ニ渡御

次ニ小忌御湯ヲ供ス侍從

次ニ御祭服御饌(未成年ナルトキハ之ヲ供セス)御齋衣御ヲ供ス同上

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ御笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員皇太子、親王、王、宮内大臣、内大臣、侍服裝ヲ易フ東帶(鑲著)帶劍、小忌從長、大禮使及官、式部長官、侍從式部官服裝ヲ易フ衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ附ク





次ニ皇后廻立殿ニ渡御

次ニ御服ヲ供ス女官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ御槍扇ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王、皇后服裝ヲ易フ男子ハ東帶(纒着)帶劍、小忌衣ヲ加ヘ日蔭髪ヲ着ク、女子ハ五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ加ヘ日蔭髪並心葉ヲ着ク

次ニ大禮使高等官前導朝集所ニ參集ノ諸員南面ノ神門外ノ帷舎ニ參進本位ニ就ク

次ニ膳屋ニ稻舂歌ヲ發シ奉仕神饌ヲ調理ス 掌典掌典補ヲ奉仕ス

次ニ本殿南庭ノ帳殿ニ庭積ノ机代物ヲ安ク掌典掌典補ヲ奉仕ス

次ニ掌典長本殿ニ參進祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇本殿廻立殿ヨリ悠紀殿ニ至ル廻廊下ノ御ニ進御式部長官宮内大臣前行シ侍臣左右各一人脂燭ヲ乘ル御前侍從劍璽ヲ奉シ御後侍臣御着蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張ル侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官、御後ニ候シ皇太子、親王、王、國務各大臣、樞密院議長、内大臣、大禮使長官供奉ス

此ノ時掌典長本殿南階ノ下ニ候シ式部官左右各一人脂燭ヲ乘リ南階ノ下ニ立ツ

次ニ侍臣劍璽ヲ奉シ南階ヲ昇リ外陣ノ帷内ニ參進劍璽ヲ案上ニ奉安シ西面ノ帷内ニ退下簀子ニ候ス

次ニ天皇外陣ノ御座ニ着御侍從長掌典長南階ヲ昇リ簀子ニ候ス

此ノ時皇太子、親王、王、國務各大臣以下供奉諸員本殿南庭小忌ノ帷舎ニ着床ス

次ニ皇后本殿南庭ノ帳殿ニ進御



式部次官、皇后宮太夫前行シ式部官左右各一人脂燭ヲ乘ル女官御後ニ候シ皇太子妃、親王妃、王妃、女王、大禮使次官供奉ス

次ニ皇后帳殿ノ御座ニ着御女官殿外ニ候ス

此ノ時皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王其ノ他供奉諸員殿外小忌ノ帷舎ニ着床ス

次ニ大禮使高等官東帶(纒着)帶劍、小忌衣ヲ加ヘ日蔭髪ヲ着ク附ク樂官ヲ率キ本殿南庭ノ本位ニ就ク

次ニ悠紀地方長官服裝大禮使高等官ニ同シ樂官ヲ率キ大禮使高等官ノ東方ノ本位ニ就ク

次ニ國栖ノ古風ヲ奏ス

次ニ悠紀地方ノ風俗歌ヲ奏ス

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ皇后廻立殿ニ還御、供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子、親王、王本殿ニ參進、南階ヲ昇リ簀子ニ候ス

次ニ本殿南庭ノ廻廊ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀掌典補左右各一人脂燭ヲ乘リ掌典一人削木ヲ執ル同一人海老鱈盤槽ヲ執リ同一人多志良加ヲ執ル陪席女官五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ加ヘ日蔭髪並心葉ヲ着ク一人御刀子宮ヲ執リ後取女官同上一人御巾子宮ヲ執ル女官白色帛囊衣、唐衣、紅切袴、白加ヘ日蔭髪並心葉ヲ着ク以下皆同

一人神食薦ヲ執リ同一人御食薦ヲ執ル同一人御箸宮ヲ執リ同一人御枚手宮ヲ執ル同一人御飯宮ヲ執リ同一人鮮物宮ヲ執ル同一人干物宮ヲ執リ同一人御菓子宮ヲ執ル掌典一人地汁漬ヲ執リ同一人海藻汁漬ヲ執ル掌典

補二人空蓋ヲ執リ同二人御羹八足机ヲ昇キ同二人御粥八足机ヲ昇キ同二人御直會八足机ヲ昇ク

次ニ削木ヲ執レル掌典本殿南階ノ下ニ立チ警蹕ヲ稱フ此ノ時神樂歌ヲ奏ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ着御 皇太子、親王、王、侍從長帶劔ヲ掌典長外陣ノ幌内ニ參入奉侍ス

次ニ御手水ヲ供ス陪膳女官奉仕

次ニ神饌御親供

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ御直會

次ニ神饌撤下陪膳女官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス上同

次ニ神饌膳舍ニ退下、其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ廻立殿ニ還御 供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)天皇襦袢ニ在ルトキハ出御ナシ神饌ハ掌典長之ヲ供進シ供奉スヘキ諸員ハ直ニ小忌帷舎ニ着床ス

【註】

小忌御湯 潔齋の爲の御湯であるが、中古からは御袖、御袴の上に天羽衣を覆ひ奉つて假に御湯槽に下り給ひ、さて天羽衣を脱ぎ明衣に換へさせ給ひ、中央の御疊の上にて御祭服に改め御手を濯ぎ給ふといふ。御帷は御立纏の冠の纓を巾子の上を越して折曲げ其の上を白絹の布を以て結ぶ。御齋衣(ゴナイエ)は古來白無紋の生絹(一度も湯に通さぬもの)を用ひ給ふ。御袖は御肌着をいふ、御襪(オンシタウツ)は白平絹(羽二重の類)の御

足袋。日蔭絲、(ヒカゲノイト)白糸青糸などを組みて頭の左右に垂る。心菜(コ、ロバ)は金銅で作つた梅花で髪

の飾とするものと拜する。

膳屋は神饌を調理する所、其の間に稻春歌を唱ふ。稻春歌の歌は其の都度歌人に進詠せしめ、近古以來は八乙女と稱して、少女達をして詠はしめたが今回は樂官の奉仕する所となつた。左に櫻町天皇元文三年十一月一日の大嘗祭に於ける稻春歌を掲げる。

松本村(近江)

正二位 藤原朝臣光榮

うらにあふ此の松本に拔穂して君が千歳のはじめにぞつく(悠紀)

鳥居村(丹波)

正二位 藤原朝臣資時

神のます鳥居の村の稻とりてゆたけき御代のはじめにぞつく(主基)

向新古今集に俊成卿の作が載つてゐる。

近江のや坂田の稻をかけ積みて道ある御代のはじめにぞつく

庭積の机代の物 此は各地方よりの献上の鳥魚果穀の類で、先帝の御時からの新儀である。脂燭(シソク)松の

削木を青紙に巻いた物。香蓋 御頭上を蓋ふ物で上に鬘鳥形を居ゑてある。小忌帷舎は白黒布の幕張の御飯屋。

帳殿は絹の帳帷を垂れた御飯屋で本殿の前に設けらる。皇后陛下本殿に進御は登極令を以て初とする。

國柄とは元大和國吉野郡の地名であつたが、後には其處に住む種族の稱となつた。應神天皇吉野に行幸の砌國柄

人參りて醴酒を献り、歌をうたひて大笑し皇化の篇きを喜び祝つた嘉例により、その後大嘗祭その他毎年元旦の

祝儀、節會には必ず參朝して年魚、菌を献じ其の地の歌を謠ひ木製の笛を吹く例とはなつた。之を國柄の古風と

いふ。今回奉仕するのはやはり樂官である。
 風俗歌は舞も曲も歌も其の地方の特色を發揮せるものである。今回右の歌の詠進を命ぜられたのは悠紀の方は樞密顧問官子爵黒田清綱翁、主基の方は東宮侍從長子爵入江爲守氏で、兩地方の名勝風俗を歌題として各十首づゝ詠進されるといふ。而して之に樂譜を附することを命ぜられたのは、即ち古にいふ節博士を仰付けられたのは、悠紀方は雅樂部樂長芝葛鎮氏、主基方は同樂師上眞行氏。舞をするのは昔は其の地方の者に仰付けられたが、此度は式部職の樂官が奉仕するとの事である。左に古の悠紀歌主基歌を抄録しよう。古今集に見えるのでは、
 近江野やかみみの山をかけたればかねてぞみゆるきみがちとせは。
 これは、醍醐天皇の大嘗會に、大伴黒主の悠紀歌として詠進したものである。なほ同集にみえて居る大嘗會の歌は、

まがねふくきびの中山おびにせるほそたにがはのおとのさやけさ。
 こは仁明天皇の御代の主基歌。

美作やくめのさら山さら／＼にわが名はたてじよろづよまでに。
 こは清和天皇貞觀元年十一月行はせられた大嘗會の主基國美作のうた。

みの／＼にせきの藤川たえずしてきみにつかへむよろづよまでに。
 こは陽成天皇元慶元年十一月大嘗會の悠紀のうた。

君か代はかぎりもあらじ長濱のまさごのかすはよみつくととも。
 こは光孝天皇元慶八年十一月の御大禮の悠紀のうた。

先帝の御時のは、悠紀方、
 白嶺(甲斐國巨摩郡) 神祇大輔 福羽美靜

君が世の光にいとあらはれて甲斐の白根のかひはありけり。
 青柳の里(同) 宣教權中博士 八田知紀

大御代の風に従ふ民草の姿を見する青柳の糸。
 主基方は、
 長狭川(安房國長狭郡) 神祇少輔 門脇重綾

岩間行く水の緑もながさ川いざよふ瀬々の末深むらむ。
 蓬の島(同) 神祇大祿 飯田年平

名くはしき蓬が島は君が代の長狭あがたの神やつりし。
 海老鰯鹽槽とは御手水用の木製の鹽、長さ一尺三寸一分、幅四寸八分(中太に作る)、高さ同じ、左右の手海老の鱗に似るよりいふ。削木は長さ三尺丸く削つた杖。多志良加は土製素焼の水瓶、高徑ともに五寸三分半挿(水を注ぎ入れるもの)の用をなす。膳膳は最姫ともいひて御親供の介錯をなし參らす女官、後取は次姫ともいひ膳膳の女官の下に在りて世話をする女官。御刀子宮は竹を心とし黒葛を編んで作つたもので、中に六寸三分の楊子二本、八寸二分の小刀一挺、藁蕙十筋を入る。御巾子宮は調布六尺の手拭を入れたる宮。白色帛畫衣 昔采女衣といつたもの、白練衣に五彩を以て雲形に草木の花を畫がき萌黄生絹の裏を附ける。此の上に衣の袖の動作の邪魔にならぬやうに櫛といふものを著る。近世の品は白布に山藍で草花流水などを摺つた、身二幅袖一幅で大領な

し。神食薦 神饌を陳ねる下敷の薦席、長さ四尺、幅五ケ所あり。御食薦 御直會用の同じ品。御箸筥 竹箸一尺一寸、中程に節一つあるものを六具入る。五膳は神饌に一膳は天皇に用ふ。御枚手筥 枚手は葉盤とも書く。鮮物、干物を盛るもので、柏葉を竹串でさしとめて丸く平たく作つたもの、中に別に本柏の葉四十枚を入れる。御飯筥 米と粟との二種を入れる。窪手として、柏葉を竹串で四寸五分四方に縫合せ底を窪く作る。鮮物筥 窪手四枚に四種の鮮魚を入れる。魚は鯛、鮭、鱈、鰯の類にて時により異なる。干物筥 干鰯、干鮓、干鰯、鰯魚の四種を入れる。御菓子筥 干栗、生栗、狗栗、干柿の四種を窪手に盛る。地汁漬、素焼の土器に盛り土高杯の上に据ゑる。海藻汁漬 和布の御汁を前のやうにする。空蓋 土器のから蓋、此も土高杯の上に据ゑる。御饗八足机 前の汁漬を置く左右に四本づゝ足の有る机。御酒 齋田より献つた米で造つた白酒と黒酒とを土器の瓶子に入る。白酒は昔は醴酒であつたが今は清酒。黒酒はもと常山の灰を醴酒に入れたが、今は酒酒に黒胡麻の粉を入られる由。御粥 米と粟とを二盛づゝ高杯に重ねて据ゑる。粥は普通の飯で、前の御飯は蒸したもので即ちおこは。八足机は左右に四本づゝ足のある机で、その大きさはいろ／＼有る。御直會は天皇陛下の御食を聞き召すこと。以上の諸儀諸具は往古からの定式であること但之を奉仕する役人が昔とは變つたわけである。御告文は容易く窺ふことは出来ぬが、私に承る近古の御詞は左の如く、國土平穩、諸民を救ふ爲に新穀を供し給ふ、忝なくも長き御詞とぞ。

伊勢の五十鈴の川上におはします天照大神天神地神の諸の神たちに申して白さく、われ諸神の廣き護りによりて國の中平かに年穀豊かにして、高き卑しきを覆ひ諸の民を救はむ。よりてことし新に得たる所にひものを奉る。又身の上犯すべき禍を未萌にはらひ除きて、さがなくあしき事侵し來る事なからむ。又高き山、深

き谷、所々の名を記してまじなひまつらむ。物皆悉に消しほろばさむこと、天神地神の厚き護りを蒙りて致すべきものなり。

八、主基殿供饗の儀

翌二時、御湯浴御祭服を更め給ひて主基殿に渡御、御親供の御式惣絶殿と同じ。實に當夜は御一睡なく、國家萬民の爲に御親祭あらせられるのである。國民たるものは深く顧みて、只徒らに御祭騒ばかりしてゐては御申譯の無い次第である。昔京都の住民は大嘗祭は勿論毎年の新嘗祭には終夜眠らず、寒食として全く火を断つて煮たきをした食物を食べて、非常を誓め、天下の爲の御親祭の御滞りなく済ませられるやうにと御祈り申した程である。兩殿御親祭中は上下一語を發せず、靜に殿に謹慎を加へて神事に御心を用ひさせ給ふのである。萬民は紫宸殿の儀に於て萬歳を唱ふる時刻には國中舉つて萬歳を歡呼するがよからう、御賜宴の折ともならば家々村々町々で大に祝盃を擧げるもよからう、さりながら此の大嘗祭の當夜はかく御一睡もなく、謹しみ肅しみて神事を行ひ給ふのを、深く想ひも奉らずして、喧囂騒動するが如き事あらば甚だ恐れ多い次第である。願はくはその日は、日本國中の人がそのかみの都人の如き淨き明き直き心もて御親祭の滞りなく終らせられんことを祈るやうにしたい。

第六篇 即位禮及大嘗祭後儀

以上、滞りなく二大典を済ませられた後には、内外臣僚を召して饗宴を賜ひ、又親しく神宮、神武天皇及前帝四代山陵、皇靈殿神殿に参拜し給うて、其の事を奉告遊ばされ、賢所に御神樂を奉る等の御儀を行はせられるのである。

一、大饗第一日の儀

昔は朝廷の饗宴は節會といひ、中宮、東宮、大臣などの宴會をば大饗と申した。然るに今は節を天長節、紀元節などに申すので、此の饗宴には大饗と名づけさせられたのであらう。大嘗祭後の饗宴は昔から有つた。中古には卯の日に大嘗祭を行ひ、辰の日に悠紀節會、巳の日に主基節會、午の日に豊明節會を催され、近古には辰巳兩日の節會を略して唯一日豊明節會を辰の日に行はれ、先帝の時には辰巳兩日を豊明節會とし、参列の人を替へて饗宴を賜うた。今回の新御式では明治の例に基き、更に一日の夜宴を加へ即ち大嘗祭後二日一夜の間大饗を賜ふといふことに定めさせ給うたのである。

古來朝廷の饗宴は豊樂殿で行はれた。豊樂殿は中古大内裏の整備せる時、大極殿の西、内裏からは西南に當る豊樂院中の正殿で、東側に顯陽、觀德、延英の三堂、西側に承觀、明義、招俊の三堂、後に清善堂、その左右に東華、西華の二堂有り、周圍の築牆に外郭では豊樂門以下九門、中郭に儀鸞門以下八門有つた。然るに高倉天皇治承元年に京都に火災起つて燒失以來御再興の事なく、先帝其の御敷慮有らせられたが、遂に合期せられずして崩御となつた豊樂令附式には豊樂殿で行ふやうに定められてあるが、今回は二條離宮御構内北部の空地に廣大な大饗殿を一時的

御造營に相成つたのである。

即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀

當日早且豊樂殿ヲ裝飾ス

其ノ儀本殿ノ北廂ニ錦軟障水ノ圍ヲ設ケ東北隅ニ悠紀地方風俗歌ノ屏風、西北隅ニ主基地方風俗歌ノ屏風ヲ立テ母屋ノ四面ニ壁代ヲ作リ之ヲ奉ケ其ノ中央ニ天皇ノ御座平鋪座ヲ設ケ各御椅子並御臺盤ヲ立ツ南東西三廂ノ周圍ニ青簾ヲ懸ケ之ヲ奉ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第一座ヲ設ケ床子並臺盤ヲ立ツ顯陽承歡、觀德、明義各堂ノ後面ニ綵綾軟障ヲ設ケ前面ニ青簾ヲ懸ケ之ヲ奉ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第二座ヲ分設シ床子並臺盤ヲ立ツ南庭ノ中央ニ舞臺ヲ構ヘ其ノ東南隅ニ樂官ノ帷ヲ設ク

時刻文武高官有爵者優遇者並夫人外國交際官並夫人參集所ニ參集ス
但シ服裝即位禮當日實所大前ノ儀ニ同シ各地ニ於テ饗儀ヲ賜フヘキ者亦同シ

次ニ儀鸞、蓬春、承秋、嘉樂、高陽ノ各門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

次ニ大禮使高等官前導諸員殿上ノ廂又ハ顯陽、承歡、觀德、明義ノ各堂座及各堂ニ參集スル者ニ參進門ヨリ入り東階ヨリ顯陽堂承歡堂參進者ハ高陽門ヨリ入り各其ノ本位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御正 出御 式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官御後ニ候シ皇太子、親王、王、内大臣、大禮使長官供奉ス



次ニ皇后御大出御 式部次官、皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王、大禮使次官供奉ス

次ニ天皇御座ニ著御侍從劍璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后御座ニ著御

次ニ供奉員各本位ニ就ク

次ニ勅語アリ

次ニ内閣總理大臣奉對ス

次ニ外國交際官首席者奉對ス

次ニ天皇皇后ニ白酒黒酒ヲ供ス侍從並女官奉仕

次ニ諸員ニ白酒黒酒ヲ賜フ

次ニ式部長官悠紀主基兩地方獻物ノ色目ヲ奏ス 此ノ時兩地方ノ獻物ヲ南榮ニ排列ス内合人奉仕

次ニ天皇皇后ニ御膳並御酒ヲ供ス侍從並女官奉仕

次ニ諸員ニ膳並酒ヲ賜フ

次ニ久米舞ヲ奏ス

次ニ天皇皇后ニ御殺物ヲ益供ス侍從並女官奉仕

次ニ諸員ニ膳並酒ヲ賜フ

次ニ悠紀主基兩地方ノ風俗舞ヲ奏ス



次ニ大歌及五節舞ヲ奏ス

次ニ天皇皇后ニ挿華ヲ供ス侍從並女官奉仕

次ニ天皇皇后入御 供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

當日文武高官、有爵者、優遇者、竝夫人ニシテ召サレサル者ニハ各其ノ所在地ニ於テ警蹕ヲ賜フ但シ警蹕ヲ賜フヘキ者ノ範圍及其ノ場所ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム

(注意) 天皇未成年ナルトキハ勅語ノ項ヲ攝政御座ノ前面ニ參進シ東方ニ侍立シ勅語ヲ傳宣ストス

〔註〕 錦軟障 白綾地の四方に錦の縁をとつた一種の幕で之を母屋と北廂との間の柱と柱との一間毎に懸け渡すのである。千年松山水の圖 は其の白綾地に書く畫である。此の畫の奉仕を命ぜられたのは京都の今尾景年氏である。壁代 玉座を設けられる母屋の四方に垂れる幕で鴨柄から一尺餘り下の所で紐で結び上げる。平鋪御座 平鋪とは高御座のやうに繼壇を用ひず、床の上に直に御敷物を展べて御椅子を置かれるのであらう。御臺盤 御飯臺となるテーブル。床子 横長き腰掛で後に寄りかゝりなし。風俗歌の屏風 は悠紀主基兩地の名所舊跡などをめでたい詞に詠じたのを色紙に書いて上部にあらはし、下は歌の意を繪に畫くのである。歌は前に風俗歌(悠紀殿供儀の儀)に就いて註した黒田、入江の兩子爵の作のもの、繪は悠紀方は東京の野口親(小麴)京都の竹内恒吉(極鳳)兩氏が奉仕を命ぜられた。舞臺 方形黒塗高さ三尺ばかり上に赤地の錦を敷く、四方に階段四隅に朱塗の勾欄あり。久米舞、五節舞等の爲のもの。儀樂、嘉樂、高陽は南、逢春は東、承秋は北の門。御正裝 陸軍の御軍服。御大禮服 皇后陛下洋裝の御禮服マント、ドール。外國交際官首席者 先帝の時は伊太利公使。色目

録。南榮南面の軒下の御椽側。御膳 御飯御汁御肴等、銀盤に盛りて供す。御酒は常の清酒。

久米舞 大嘗會には古來古式として奏する。起原は神武天皇御東征の時、大和菟田に於て、服従せざる醜虜をば大久米部をして詐りて虜を誘ひ酒をすゝめ、道臣命立ちて左の歌を歌へば、士卒聲に應じて立ち、一齊に敵を討つて之を亡した。此の故事を樂曲に作り、大久米命の子孫大伴佐伯兩氏に永く傳へて佳節毎に奏さしめたものである。即ち此も神武天皇の大功を傳ふるものである。道臣命の歌つた歌は古事記に載つてゐる。

忍坂の大室屋に、人多に來入り居り、人多に入り居りとも、みづ／＼し久米の子が、頭椎石椎持ち、擊ちてしまひ。みづ／＼し久米の子らが、くぶつ／＼いしづ／＼い持ち、今撃たば善らし(八十建を討つ時)

みづ／＼し久米の子らが、粟生には葦一本、其根之本、其根芽繁ぎて討ちてしまひ。

みづ／＼し久米の子等が、垣本に植ゑし葦、口響く、吾は忘れじ、討ちてしまひ。

神風の伊勢の海の、大石にはひ廻ろふ、細螺のいはひもとほりうちてしまひ。(登美毘古を討つ時)

風俗歌 悠紀主基兩殿供饌の時に詠つたのを復茲で奏するのである。大歌 は地方歌に對する宮中の雅樂である。昔外來の舞樂を傳習せしめた外に別に大歌所を置いて日本固有の歌舞を習はしめられた。歌詞は古今集卷二十に有る如く和歌を採られたものらしい。先帝の時は古今集賀歌の卷にある左の歌であつたといふ。

わたつ海の濱の眞砂を敷へつゝ君が千歳の有り數にせむ其の數にせむ。

五節舞 の起原は昔清見原の帝即ち天武天皇吉野の宮にまし／＼た時、或夕琴を彈じて御心をすましていらせられると、向ひの山から雲が立上つて、其の中から神女があらはれて御琴に合せて舞ひ袖をひるがへす事五度、帝即ち「をとめ子が少女さびすも、から玉を袂にまきて少女さびすも」といふ歌を御讀みになつたと申す事

ある。それから毎年の新嘗祭及び大嘗會の後に五人の舞姫を御覽じ給ふことになつたのである。(近古以來中絶)。百人一首で名高い「天つ風雲の通ひ路吹きとちよ、少女の姿しはし留めむ」といふのは五節の舞をいつまでも見て居たいといふ心を面白く詠じたものである。挿華 冠に挿す花で昔は生花を用ひたらしいが中古以來造花となつた。尤も今回は冠に挿さずめでたき記念物として兩陛下に奉り臣下へも賜るやうになるであらう。

二、大嘗第二日の儀

第一日は古式にて行はれ當日のは洋式で二條離宮に於て行はせられるやうに、登極令附式に定められて有る。二條離宮は慶長七年徳川家康の建てたもの、王政復古の後皇室の御所有となり、明治十七年から離宮となつたのである。其の建築は武家書院造で、紫宸殿のやうな寢殿造ではない。寢は正の意、正殿を寢殿とも、正寢ともいふ。附式に正寢と有るは書院の間の事であらう。とにかく此の御殿では規模も小さいから、只參集所に充てられるだけで賜宴の儀は第一日の儀と同様、今回新築の假御殿で行はれるのであらう。第一日の儀には皇族方は召されぬが、當日の儀には召される。

即位禮及大嘗祭後大嘗第二日の儀

當日何時文武高官、有爵者、優遇者、並夫人及外國交際官並夫人二條離宮内ノ參集所に參集ス
但シ服装大嘗第一日ノ儀ニ同シ
次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王二條離宮ニ參集ス

- 次ニ天皇皇后ニ條離宮に行幸啓
- 次ニ大禮使高等官前導諸員正殿ニ參進本位ニ就ク
- 次ニ天皇御正皇后御大出御 式部長官宮内大臣前行シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官、皇后宮大夫、女官御後ニ候シ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、大禮使長官供奉ス
- 次ニ天皇皇后御座ニ著御
- 次ニ陪宴スヘキ供奉員本位ニ就ク
- 次ニ賜宴 此ノ間奏樂
- 次ニ天皇皇后入御 供奉出御ノ時ノ如シ
- 次ニ各退下

三、大饗夜宴の儀

第二日の儀に續いて、其の夜同じく二條離宮で行はせられるのである。

即位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀

- 時刻文武高官、有爵者、優遇者並夫人及外國交際官並夫人二條宮内ノ朝集所ニ參集ス
- 但シ服裝職祚後朝見ノ儀ニ同シ
- 次ニ大禮使高等官前導諸員正殿ニ參進本位ニ就ク

- 次ニ天皇御正皇后御中出御、式部長官宮内大臣前行シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官、皇后宮大夫、女官御後ニ候シ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、大禮使長官供奉ス
- 次ニ舞樂萬歲樂太ヲ奏ス
- 次ニ賜宴此ノ間奏樂
- 次ニ天皇、皇后入御、供奉出御ノ時ノ如シ
- 次ニ各退下

〔註〕御正服 海軍の御軍服 御中禮服 洋裝、ローブ デコルター。

萬歲樂は唐より傳來のもので、唐の宮中に飼はれてゐた鸚鵡がマンザイマンザイと唄つた音色が如何にもうるはしいので、則天武后が其の聲に擬して鳥歌萬歲といふ曲を造らせたのが此の舞曲の起と傳へられる。此の曲は四人でするので、繪に在る通り鳥兜の冠物をし、緋袍の左の肩を脱ぐ。

太平樂の起原は、種々有つて、唐朝第二世の太宗が秦王といつた頃劉武周と戦つて勝つた勇武の振舞を軍士共が讚嘆して秦王破陣樂といふ舞樂を作つて軍中で舞つたのであるとも有り、或は楚の項莊と項伯とが鴻門の會で劍舞した狀を模し一名を武昌破陣樂、鴻門の曲といふとも有る。ともかく甲冑に弓を負ひ、劍を執つた武裝の者通常四人で舞ふ勇壯で華麗な舞曲である。其の美々しい裝束は繪畫に譲つて茲には略す。(今回の大禮記念の繪端書は此の太平樂を寫したものが發行されると聞く、尙序にいふが萬歲樂はマンザイラクと讀むのである。それから萬歲の本當の讀方はマンザイか又はバンゼイであるが、今はバンザイが普通にいや世界的になつたからそれは無論改める必要はない。支那では萬歲といふ語は天子の外は使はれぬさうである。)

奏樂 洋風管絃樂を奏せられるであらう。

四、神宮に親謁の儀

親謁とは親しく御參拜ある事である。即位禮大嘗祭の後斯く御親謁ある事は古來未だ曾て有らせられなかつた所である。伊勢神宮には誰も知る通り内宮と外宮と有る、内宮とは五十鈴川上に鎮座まします皇大神宮で、外宮とは豊受大神を祀る山田の豊受の宮を申す、宮殿の御造作は稍大小の相違有るのみで殆ど同じである。古來天皇の御拜はまづ外宮を先にし給ひ、次に内宮に參らせ給うたが今回は何れを先とし給ふにや、今拜祭し奉る事は出来ぬ。

即位禮及大嘗祭後神宮ニ拜謁ノ儀

當日何時頓宮出御

次ニ天皇板垣御門外ニ於テ御下乗、式部長官、宮内大臣前行シ御前侍從劍璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御網ヲ張り御笏宮ヲ奉ス侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官御後ニ候シ皇太子、親王、王、内大臣、大禮使長官供奉ス衣冠、但シ侍從武官長、侍從武官ハ正裝正服以下天皇供奉諸員ノ服裝ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ
次ニ皇后板垣門外ニ於テ御下乗、皇后宮大夫前行シ式部官御菅蓋ヲ捧持シ御網ヲ張り女官御楯扇宮ヲ奉シ御後ニ候シ皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王、大禮使次官供奉ス男子ハ衣冠、女子ハ挂袴以下皇后供奉員ノ服裝ニ付キ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ
次ニ外玉垣御門外ニ於テ天皇 皇后ニ大麻御鹽ヲ奉ル神宮仕官奉仕
次ニ内玉垣御門内ニ於テ天皇 皇后ニ御手水ヲ供ス侍從女官奉仕此ノ時祭主大小宮司正殿ノ御扉ヲ開キ御幌ヲ捲ケ御



供進ノ幣物ヲ殿内ノ案上ニ奉安シ御階ノ下ニ候ス

次ニ天皇瑞垣御門内ニ進御 掌典長衣冠前行シ御前侍從劍璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御網ヲ張り御笏宮ヲ奉ス侍從長御後ニ候ス供奉員中皇太子、親王、王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス
次ニ皇后瑞垣御門内ニ進御 掌典長服裝前行シ式部官御菅蓋ヲ捧持シ御網ヲ張り女官御楯扇宮ヲ奉シ御後ニ候ス供奉員中皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス
次ニ天皇正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ着御侍從劍璽ヲ奉シ御階ノ下ニ候ス
次ニ皇后正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ着御
次ニ天皇御拜禮
次ニ皇后御拜禮
次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王拜禮
次ニ天皇 皇后頓宮ニ還御 供奉出御ノ時ノ如シ
次ニ諸員拜禮
次ニ各退下

(注意) 天皇襦袢ニ在ルトキハ西殿御階ノ下マテ女官奉抱シ大床ノ御座ニ着御ノ時ハ皇太后 皇太后ナキトキハ内親王又ハ親

【註】 板垣御門 兩宮の外垣で、内宮のは延長百十三丈一尺、高さ一丈。四方に御門が有る。外玉垣御門 第二の門。庶人は平生此の御門まで来て參拜する事が出来るのである。大麻御鹽 御身を清め給ふ所の御祓。内玉垣御

門 第三の御門。瑞垣御門。正殿寶殿の四方を廻る最後の御門。内宮のは延長五十五丈七尺、高さ一丈。
御服装は至尊には黄植染御袍、皇后宮には御五衣御唐衣御裳であらせられるのは、供奉諸員の服装の註記に依つて拜推される。

七八

五、神武天皇山陵並前帝四代山陵に親謁の儀

曩に大禮を擧げさせ給ふ前に、勅使を遣はして奉告、奉幣の事あり、大禮の當日亦其の御儀あり、爰に大禮滯なく済ませられたるにつき畏くも神武天皇並に前帝四代即ち明治、孝明、仁孝、光格、天皇の山陵に親しく參拜あらせられるので、國の大事に當つて大孝を申べさせ給ふの聖意畏しとも畏し。

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ親謁ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服装京都ニ行幸儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ

次ニ神饌幣物ヲ供進ス、此ノ間奏樂

次ニ嘗典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇頓宮出御、式部長官、宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官御後ニ候シ皇太子、親王、王、内大臣、大禮使長官供奉ス



次ニ皇后御五衣御袍頓宮出御、皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王、大禮使

次官供奉

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王拜禮

次ニ天皇 皇后頓宮ニ還御 供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣拜神饌ヲ撤ス 此ノ間奏樂

次ニ各退下

六、東京に還幸の儀

此は京都に行幸の儀に準せさせられるのである。

七、賢所温明殿に渡御の儀

曩に大禮を擧げさせ給ふ爲、兩陛下京都に移御あらせられると共に、東京宮城内温明殿に奉安せる賢所を、京都皇宮内春興殿に渡御し奉つたが、今や大禮畢つて陛下還御あらせられると共に、賢所を温明殿に還御せしめ給ふのである。其の御儀は、春興殿に渡御の式の如くあらせられるのである。

八、賢所御神樂の儀

還幸の翌日賢所くわんしやうで御神樂みかみらを行はせられる。其の次第は毎年恒例まいねんこうれいに行はせられる御神樂みかみらと同じである。凡そ賢所の御動座みかみらが有れば、御神樂みかみらを行つて神靈しんれいを慰め奉ること昔からの御例みかみらであると申すことである。

東京還幸後賢所御神樂ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中賢所御神樂ノ式ノ如シ

但シ皇太子、皇太子妃ニ關スル儀注ヲ除キ式部職掌典部樂部職員ノ服裝大禮使高等官ノ著床及天皇皇后ノ供奉員ハ即位禮後一日賢所御神樂ノ式ニ依ル

九、皇靈殿神殿に親謁の儀

本儀は歷代天皇、皇后、皇親、及び諸の天つ神あまがみの神靈しんれいに親しく御拜みかみらあらせられて、大禮たいらい畢れる旨を奉告ほうこあらせられるのである。其の御儀は、

還幸後皇靈殿神殿ニ親謁ノ儀

當日早且御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床



但シ服裝大禮服正裝正服關係諸員式部職掌典部職員ヲ除ク中男子亦同シ女子ハ通常服樂部職員ハ布衣單

次ニ御屏ヲ開ク 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス 此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御 式部長官、宮内大臣前行シ侍從御劍ヲ奉シ侍從長、侍從、侍從部官長、侍從部官、御後ニ候シ

皇太子、親王、王、内大臣、大禮使長官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御付從御劍ヲ奉シ寶子ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王拜禮

次ニ天皇皇后入御供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

高天原爾事始而遠天皇祖御世中今至天皇御子之阿禮坐奉彌繼繼爾大八島將知次止天都神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨此天津日嗣高御座之業止現御神止大島國所知倭根子天皇命授賜比負賜布貴支高支厚支大命乎受賜利恐坐且此乃食國天下乎調賜比平賜比天下乃公民乎惠賜比撫賜比隨神所恩久詔天皇大命乎諸聞召止詔

是以十官人等四方食國乎治奉止任賜幣留國國宰等爾至且天皇朝廷敷賜行賜幣留國法乎過犯事無久明支淨支直支誠之心以而御稱稱緩怠事無久務結而仕奉禮止詔大命乎諸聞召止詔故爾如此之狀乎聞食悟而款將仕奉人者其仕奉狀隨品品讚賜上賜治將賜物會止詔天皇大命乎諸聞食止詔

(文武天皇宣命)

現神止大八洲國所知須天皇我詔旨良萬命乎諸王諸臣百官人等天下公民衆畏聞食止宣布掛畏伎平安宮爾御宇須倭根子天皇我宣布此天日嗣高座乎業乃掛畏伎近江乃大津乃宮爾御宇志天皇乃初賜比定賜倍法隨爾仕奉止仰賜比授賜比恐美受賜倍御代御代乃御定有可上爾方今天下乃大政古爾復志賜比權原乃宮爾御宇伎天皇御創業乃古爾基伎大御世哀彌益々爾吉伎御代止固成賜其大御位爾即賜賜比進毛不知爾退毛不知爾恐美坐久

宜布大命乎衆聞食止宣布然爾天下治賜君彼良爾乎得且平久安久治賜布物爾在止奈所聞愛朕雖淺劣親王諸臣等乃相穴扶奉奉事爾依且仰賜比授賜倍食國乃天下乃政波平久安久仕奉倍志所念行須是以彌抱正直乃心一旦天皇我朝廷乎衆助仕奉止宣布天皇我敕命乎衆聞食止宣(明治天皇宣命)即天皇祖皇宗の御訓に依つて皇統を繼ぎ給うたこと、偏に此の國の平らげく安らげくあらんことを念とし給ふこと、斯くする爲には臣民達の輔佐と協力とに待たねばならぬことを諄々として述べ給うて、未だ御一言の皇室の御慶賀、御自らの祝福に及ばせ給はぬのである。誠に畏く、忝なき極ではないか。さても斯る至仁至慈なる聖主の下に、斯る洵美秀絶なる國土の内に生れ育まれる吾等同胞こそ、眞に祝福された選民と謂はねばならぬ。嗚呼來るべき曠古の盛儀に際して、吾等同胞は滿腔の熱血を披瀝して聖壽の萬歳を謳歌すると共に、篤く洪大無邊なる聖恩を感銘し奉り、深く建國の精神と國體の本義を覺知し、至誠以て君に報い、至忠以て國に盡すの道を念はねばならぬ。



大禮奉祝歌

一、天地のむた窮なき
 我大君ののほります
 天津日嗣の御位に
 今日の御典の尊さよ

二、垂穂の稻の大御饗に
 皇御神にささげます
 白酒黒酒を取そへて
 大御祭のかしこさよ

三、大き正しき君が代の
 つかはし人も列なりて
 大御祝に外國の
 共にことほぐめでたさよ

附 録

一、皇室典範

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歷代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マ
リ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞
密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
- 第九條 皇嗣精神若クハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ



承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メザル
コト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年ト
ス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
第十五條 儲嗣タル皇太子皇太孫トス皇太子在ラサルト
キハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ
之ヲ公布ス

第四章 敬 稱

第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内
親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝 政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セザルトキハ攝政ヲ置ク
天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハ

サルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ
任ス
第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達
セザルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
第一 親王及王
第二 皇 后
第三 皇 太后
第四 太皇太后
第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序
ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配遇アラサ
ル者ニ限ル
第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セザルカ又ハ其
ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來
最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇
太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ
第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若クハ身體ノ
重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧
問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セザルトキハ太傅ヲ置キ
保育ヲ掌ラシム
第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セザリシトキハ攝
政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス
第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得
ス
第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後
ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇
太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親王王妃女王ヲ
謂フ
第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ
内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王ヲ女王トス
第三十二條 天皇直系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄
弟姉妹ノ女王ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス
第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公
告ス
第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙

蔵ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス
第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス
第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮
ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ父母ノ選舉セ
ル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ
第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル
第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許
セラレタル華族ニ限ル
第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル
第四十一條 皇族婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ
副署ス
第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス
第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許
ヲ請フヘシ
第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ
在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムル
コトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割
讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ
諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ
支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ
皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省
ニ於テ裁判員ヲ命ジ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴
院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラ
シメ自ラ訴訟ニ出ツルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁
判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室
ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重
キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘ
シ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産
ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁
ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織
シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ參列
セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員
ニ命ジテ議長タラシム

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル
者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養
子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコト
ナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規
ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘ
シ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘ
キノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ
之ヲ勅定スヘシ

(明治二十二年二月十一日公布)

皇室典範増補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セ
シムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家
督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及
其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及
其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニアラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ
降スコトアルヘシ前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻
ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及
樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ
得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典
範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定
ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナ
キトキニ限り之ヲ適用ス

(明治四十年二月十一日公布)

大禮使官制

第一條 大禮使ハ内閣總理大臣ノ管理に屬シ即位の禮及
大嘗祭に關する事務を掌る

第二條 大禮使に總裁一人を置く
總裁は皇族の中より之を勅命す

第三條 大禮使に左の職員を置く

長官一人、次官二人、參與官若干人、事務官若干人、
典儀官若干人、書記若干人
前項の職員の外必要あるときは御用掛を置くことを得
第四條 長官は之を勅命す
次官、參與官、事務官及典儀官は内閣總理大臣の奏請

に依り内閣に於いて之れを命ず御用掛を命ずるとき亦
同じ

書記は長官之を命ず

第五條 長官は所部の職員を統督し使務を總理す
長官事故あるときは内閣總理大臣の指名したる次官其
事務を代理す

第六條 次官は長官を輔け使務を掌る

第七條 參與官は長官の命を受け使務を輔く

第八條 事務官は上官の命を受け事務を掌る

典儀官は上官の命を受け典式を掌る

第九條 書記は上官の指揮を受け庶務及典式に關する事
務に従事す

第十條 官職を有するに因り大禮使職員を命せられたる
者の待遇は其の官職に付受くる待遇に依り其の他は長
官は親任官、次官及參與官は勅任官、事務官及典儀官
は委任官、書記は判任官の待遇とし御用掛の待遇は各
別に之を定む

第十一條 官職を有するに因り大禮使職員を命せられた
る者其の官職を退きたるときは退職とす

第十二條 使務の處理に關する規程は長官之を定む

附 則
本令は公布の日より之を施行す

九二
(大正四年四月十二日公布)

右公布と共に任命された職員左の如し。

大禮使總裁 大勳位功二級 貞 愛 親 王

大禮使長官 正三位勳三等公爵 鷹 司 熙 通

大禮使御用掛 從二位勳一等文學博士男爵 細川 潤 次郎

大禮使次官 從二位勳一等子爵 伊 藤 巳 代 治

大禮使參與官 內閣書記官長 江 木 翼

宮内次官 河村金五郎

法務局長官法學博士 高 橋 作 衛

外二十八名
內閣書記官 牛 塚 虎 太 郎
外七十五名

右の内宮内次官河村金五郎氏は去八月中病氣を以て官を
免せられ後任は元神奈川縣知事石原健三氏となつた。



二、大典用語難讀便覽

一、順序は一字語、二字語、三字語、四字以上語に並べ、其の内各字種の簡なるより繁なるに及ぼせり。二、本書になきものにして附書に載
見する語の收めたるもあり。三、数字は上の字の畫數を示す

一字

- 版 単 幌 綵 褶 騎 禪 機 鞞 蘇
- トネ
- ホクダ
- ウラニハ
- オホヌサ
- オホナメ、ダイジャウ
- オホグチ

二字

- 巾子 コジ
- 小忌 フミ
- 下襲 シタガサネ
- 心葉 コ、ロバ
- 生絹 スマシ
- 五衣 イツ、ギヌ
- 內衣 ナイエ
- 五節 ゴセチ
- 主基 スキ
- 立纒 リフエイ又タラエ
- 平緒 ヒラヲ
- 平鋪 ヒラシキ
- 半臂 ハンビ
- 玉簾 ギョクハン
- 石帶 セキタイ
- 母屋 モヤ
- 白酒 シロキ
- 布衣 ホイ又ホウイ



7 奴袴 スバカマ又アサシヌキ
 7 身舎 モヤ
 折敷 フシキ
 折櫃 フリウヅ
 8 明衣 アカハ又アカエ
 版位 ヘン
 拔穂 スキホ
 卷綴 ケンエイ
 垂綴 スキエイ
 空蓋 コウサン
 命婦 ミヤウブ
 供奉 グブ
 供儀 クセン又キヨウセン
 直會 ナホラヒ
 表袴 ウヘノハカマ
 9 宣命 センミヤウ
 拜禮 ハイライ
 胡録 ヤナグヒ
 後取 シンドリ
 挂甲 カケヨロヒ、ケイカフ
 便殿 ベンデン
 屏籬 ヘイリ又マガキ

10 高坏 タカツキ
 神服 カンハトリ又カンミヅ
 神籬 ヒモロギ
 祝詞 ノリト又ノツト
 軒廊 コンラウ
 釜殿 カナヒド又カマドノ
 唐衣 カラギヌ
 脂燭 シンク
 素薦 スゴモ
 庭燎 ニハビ
 11 御巫 ミカンコ
 御食 ミコモ、ミケ
 御儀 ミケ
 御座 ミクラ、ギョザ
 御酒 ミキ
 御膳 ミカシハ
 御帳 オンサク
 御屏 オンヒ、オントビラ
 悠紀 エキ
 悠栖 クズ
 軟障 ゼシヤウ
 麻鞋 マガイ



12 黑酒 クロキ
 執麩 ハトリ
 蛇舌 ジヤゼツ
 常山 クサギ
 釵子 サイシ
 細纒 ホソエイ
 脛巾 ハマキ
 13 葉薦 ハゴモ
 葉盤 ヒラデ
 猿女 サルメ
 龜服 アラタヘ
 頓宮 トングウ
 14 壽詞 ヨゴト

12 進供 シンク
 帽額 モカウ
 絲鞋 シガイ
 毯代 タンダイ
 黄丹 ワウニ又キアカ
 挿頭 カザシ
 菅蓋 クワンガイ
 袷袴 ケイコ又ウチギハカマ
 短帖 タンデフ
 13 葉薦 ハゴモ
 葉盤 ヒラデ

雷の巻

15 桶襦 ウチカケ、リヤウタウ
 節會 セチエ
 練絹 ネリギヌ
 標山 ヒヲノヤマ
 16 齋火 イミビ
 齋庭 エニハ
 壁代 カベシロ
 膳屋 カシハヤ
 養帳 ケンチャウ
 賢所 カシドコロ
 17 標袍 ゼシヤウ
 襦障 ハナダノハウ
 縫腋 ハウエキ又スヒエキ
 龍寶 リウビン
 18 簀子 スノコ
 禮畢 ライヒツ
 贈服 ニギタヘ
 關腋 ケツテキ
 20 殿鏡 チンコン又ミタマシヅメ
 鏡魂 イツベ
 攝腰 セヒエ
 機著 サイヂヤク

- 三 字
- 2 八足机 ハツソクノソクエ
 - 3 小忌衣 ラミゴロモ
 - 久米舞 クメマヒ
 - 干物筥 カラモノ、ハコ
 - 大極殿 ダイゴクデン
 - 大嘗會 ダイシヤウエ
 - 大御饌 オホミケ
 - 4 五節舞 ゴセチノマヒ
 - 内侍所 ナイシドコロ
 - 内舍人 ウドネリ
 - 太平樂 タイヘイラク
 - 火炬手 ヒタキ、ヒタキビト、クワキヨシユ
 - 5 由奉幣 ヨシノホウヘイ
 - 布衣單 ホイ(又ホウイ)ヒトヘ
 - 白布帶 シロノフタイ
 - 白布袴 シロヌノ、ハカマ
 - 字氣槽 ウケブネ
 - 衣冠單 イクワンヒトヘ
 - 平胡録 ヒラヤナグヒ
 - 6 吉士舞 キシマヒ
 - 机代物 ツクエシロノモノ

- 8 枚手宮 ヒラテバコ
- 帛御袍 ハクノゴハウ
- 東京錦 トウキヤウギ
- 9 春興殿 シユンコウデン(古くはシユンキョウデン)
- 威儀物 キギノモノ
- 廻立殿 クワイリフデン
- 高御座 タカミクラ
- 10 神食薦 カミケゴモ
- 烏皮鬪 クリカハノクツ
- 桃花染 アラソメ
- 11 御告文 ゴカウブン
- 御手水 オテウヅ
- 御直會 オンナホラヒ
- 御五衣 オンイツ、ギヌ
- 御唐衣 オンカラギヌ
- 御小袿 オンコウチギ
- 御飯宮 オヒアフギ
- 御檜宮 オンイヒノハコ
- 御椅子 ゴイシ
- 12 鮑汁漬 アハビノシルヅケ
- 黄丹衣 ツボヤナグヒ
- ワウニ又キアカノコロモ

- 温明殿 ウンメイデン
- 椎和恵 シヒノワエ
- 13 蕨腰巾 イチビハマキ
- 萬歳旗 マンザイハン
- 萬歳樂 マンザイラク
- 14 綾綺殿 リョウ(又ラ)キデン
- 17 鮮物筥 ナマモノ、ハコ
- 檜皮茸 ヒハダブキ
- 18 豊樂殿 ブラクデン
- 豊樂院 ブラクキン
- 四字以上
- 2 八代ノ神物 ヤシロノカミノモノ(シンモツ)
- 3 大和錦歌障 ヤマトニシキゼジャウ
- 大和歌錦 ヤマトゼイキン
- 5 由加物使 ユカモノ、ツカヒ
- 白下衣袴 シロチヨツキヅボン
- 白布腰巾 シロヌノ、ハマキ

- 8 空頂御黒幘 クウチヤウオンコンサク
- 9 皇后宮太夫 クワウゴウグウノダイブ
- 威儀命婦 キギノミヤウブ
- 10 海老鰯槽 エビノハタフネ
- 海藻汁漬 メノシルヅケ
- 庭積机代物 ニハヅミノツクエシロノモノ
- 11 御刀子宮 オンカタナノハコ
- 御巾子宮 オンタナゴヒバコ
- 御枚手宮 オンヒラテバコ
- 御菓子宮 オンクダモノノハコ
- 執翳女婦 ハトリノニヨウジユ
- 12 黄檗染御袍 クワウロセンノゴハウ
- 14 綵綾歌障 サイリョウノゼジャウ
- 16 頭八咫鳥形大錦旗 ヤタガラスケイダイキンハン
- 齋田點定 サイデンテンテイ
- 17 纏網縁 ウンゲン(又ウゲン)ベリ
- 18 豊明節會 トヨノアカリノセチエ

三、大典用語略解並索引



一、本書中に解釋せるものは其の頁のみを記し、然らざるは茲に略解を附す。二、本書中に見えぬ語にして略解を附して茲に取めたるも多少有り。三、排列は發音に依る假名遣を以て、五十音順にせり。四、長音はイ又はウを以て表はし、キヨ、シヨの如き拗音の長音はケウ、セウの如くせり。五、本来の假名の表音通ならぬは之を字傍に附記せり。

アエ 襷^{アエ}…：四
アオスリノキヌ 青摺衣
上古の即位式に臣下の用ひたらうと思はれる、上代の風を傳へた禮服。
アカハ 明衣(アカエともいふ)
廻立殿に於て天皇御湯浴の後著給ふ湯上り衣。
アク 帷(帷舎に同じ)
アクシヤ 帷舎
參集所、休憩所として作る假舎にして帷を垂る。
アコメ 拍
裝束の下に著る襦袢やうのもの
アサグツ 淺沓…：五八
桐製で外を漆で塗り、内に紙を貼る。
アマツヒツギノタカミクラノワザ 天つ日嗣の高御座の業…：二
アマノハグルマ 天羽車(オハグルマを見よ)
アマノハゴロモ 天羽衣

廻立殿に於て御湯浴の際御用の御湯帷子、之を召して御湯槽に下り給ふ
アラヅメ 桃花染…：五九
アラタエ 籠服…：五八
アラミガワノハライ 荒見河被
昔大嘗祭の事を奉仕する人々、皆罪けがれを除く爲に、その一ヶ月前より河被をして身を清めた。
アワビノシルズケ 蛸汁漬…：六六
アン 案…：一七
机の事。(奉幣、螺鈿)
イカンヒトエ 衣冠單…：一五
イギ 威儀
弓矢楯棒等の武器を揃へて式を威儀あらしめること
イギノホンイ 威儀本位…：四一
威儀物を持つて人の著床する場所
イギノメウブ 威儀命婦
中古大極殿の即位式に高御座の壇下に奉侍した女官



左右各二人。
イギノモノ 威儀物…：四〇
イタガキゴモン 板垣御門…：七七
イチビハマキ 葉脛巾…：五九
葉脛と見てよい。イチビの皮を白くして編んだもの
門部着用
イツ、ギヌ 五衣(ジウニヒトエヲ見よ)
イツベ 嚴笠…：四六
イトムスビ 絲結…：五五
イネツキウタ 稻舂歌…：六三
イミビ 齋火…：五九
ウエキモン 右掖門…：四七
ウエノハカマ 表袴…：四〇(ソクタイを見よ)
ウケブセ 宇氣覆…：五五
ウケブネ 宇氣槽…：五五
ウゲンベリ(又ウングンベリ) 纏綱縁
疊の縁などに多く使ふ、模様のあるもので帝王、院、神社、佛前等でなければ用ひられぬ。
ウコンノタチバナ 右近橘…：四二
ウチカケ(又レウトウ) 桐箱…：四〇
ウチギ 袿 裝束の下に重ねて著る廣袖のもの、ウチギハカマ 袿袴(ケイコ参照)

衣冠單が束帯の略服なるが如く袿袴は五衣唐衣裳に對する略服である。
ウチタマガゴモン 内王垣御門…：七七
ウチハライノハコ 打拂宮
大嘗宮神座を打拂ふ料の布を入れおく宮
ウネメ 采女
供膳の事を掌る。今は女官となつた。
ウネメギヌ 采女衣…：六五
ウラニワ ×庭…：二九
ウンメイデン 温明殿…：一三
エイ 榮…：四五
軒のこと
エイ 纓
冠の後方にあつて或は上に立ち、(立纓)或は下に垂れ、(垂纓)或は中に巻く(巻纓)其の細きを細纓といふ。
エイアンモン 永安門…：四七
エキダン 掖壇
門の側の壇
エギヌ 畫衣…：六五
エビノハタフネ 海老鱗槽…：六五
エモンノホンイ 衛門本位…：四〇



エンドウ 簾道……四五
 オイカケ 綰……四〇
 オウウタ 大歌……七二
 オウグチ 大口……四〇
 東帯の時一番下に穿くもので、色は緋、仕立は袴の丈、前後二幅づつで作る。
 オウナメ 大管(ダイゼウを見よ)
 オウニコロモ 黄丹衣(キアカノコロモを見よ)
 オウユサ 大麻……七七
 オウミアエ 大響(ダイケウを見よ)
 オウミオモテ 近江表……五三
 オシキ 折敷……四一
 オシヤク 御笏
 白き象牙の御物といふ。
 オハグルマ 御羽車……三三
 オヒオウギ 御檜扇
 皇后陛下御用檜板製の扇。
 オミ 小忌
 神事に奉仕するを小忌の職といひ、その袍の上に著るを小忌衣といふ。
 オミゴロモ 小忌衣……五八
 オミノオンヌ 小忌御湯……六二

オミノアクシヤ 小忌帳舎……六三
 オリウズ 折櫃……四一
 オンアコメ 御柏……六一
 オンアツモノ 御薬……六六
 オンイイ 御飯……六六
 オンイイノハコ 御飯筥……六六
 オンイツギヌ 御五衣(ジウニヒトエを見よ)
 オンウシロニコウス 御後に候す
 御命下るを後方にて待ち奉るの義で御供申し上げること。皇族大臣等には供奉、其他には——と登極令には殿密に書きわけてある。
 オンカタナノハコ 御刀子筥……六五
 オンカユ 御粥……六六
 オンカラギヌ 御唐衣(ジウニヒトエを見よ)
 オンカンガイ 御菅蓋(カンガイを見よ)
 オンクダモノ、ハコ 御菓子筥……六六
 オンサカマクラ 御坂枕
 悠紀主基兩殿神座の上に安く、御薦を巻いて作る神枕
 オンサク 御幟……六二
 オンシタウズ 御襖……六二
 オンスマノギ 御鈴の儀……一五



オンタナゴイバコ 御巾子筥……六五
 オンナオライ 御直會……六六
 オンハシノハコ 御箸筥……六六
 オンヒキナウシ 御引直衣……二五
 オンヒラデバコ 御枚手筥……六六
 オンモ 御裳(ジウニヒトエを見よ)
 カ 鞆(クツとも讀む)
 ガイエキ 外掖……四〇
 門外のわきの處
 ガイジン 外陣
 殿舎内、外側の間、内陣に對す
 カイリウデン 廻立殿……五四
 カグラ 神樂……四九
 カグラウタ 神樂歌……四九
 カケヨロイ 挂甲(ケイコウとも)……四一
 カザシ 挿華……七三
 カシコドコロ 賢所……一三
 カシワヤ 膳舎……五四、六三
 カタアテ 肩當……四一
 カタンギ……五四
 宮社の千木の端の一邊を削ぎたるもの、内宮は内に向へる方をそぎ、外宮なるは外をそぎ。悠紀殿は外

をそぎ、主基殿は内をそぎ。
 カツオギ かつを木
 宮社の屋上、棟と十字に横に並べる木
 ガツカン 樂官
 宮内省式部職に屬し樂曲を掌る。
 カドベ 門部
 門外を警衛する者。即ち衛門
 カナヒド 釜殿……五四
 カベシロ 壁代……三九、七一
 御殿の四方の簾の裏に垂れる一種の幕
 カマドノ 釜殿……五四
 カミノケゴモ 神食薦……六六
 カロウド 唐櫃又は辛櫃と書く
 調度を入れる、四足の外に廣がつた櫃
 カラクモン 嘉樂門……七一
 カラギヌ 唐衣(ジウニヒトエを見よ)
 カラモノ、ハコ 干物筥……六六
 カンガイ 菅蓋……六三
 主上御歩行の際御頭上にかさすもの。蓋上に靈鳥を載す。親供、親謁の儀に用ひられる。
 カンシヨク 寒食……六七
 カントクドウ 觀徳堂……六八

カンハトリ 神服：…五八
 カンミゾノツカイ 神服使（カンハトリノツカヒとも）
 大嘗宮神座を用意する處に織服、籠服を供ふる儀が
 有る。此の料を産所三河國に取りに行く使、これは
 中古の式である。
 キアカノコロモ 黄丹衣
 皇太子殿下の御禮服、赤く黄ばんだ色で、春の曙光
 をうつしたものと云ふ。其の染色をクチナシゾメと
 もいふ。
 キウチウサンデン 宮中三殿：…一五
 キジツホウコク 期日奉告：…二〇
 キシマイ 吉士舞
 中古豊明節會に久米舞と共に奏でられた舞。今傳は
 らず。とにかく神功皇后が三韓から傳へ給うたもの
 で、武舞には違ない。
 キツカセウチウ（セウ）キンハン 菊花章中（小）錦旗：四六
 キボク 龜卜（サイデンテンテイを見よ）
 ギヨイシンドウ 御衣振動：…五五
 ギヨウデン 宜陽殿：…三三、四〇
 ギヨクハン 玉簪：…四五
 ギヨケイ 魚形：…四六
 ギヨジ 御璽：…一六

ギランモン 儀鷲門：…七一
 キリバカマ 切袴
 袴の袴の短いもの。其の上に襷をかける。（長袴参照）
 クラウオンコクサク 空頂御黒襦：…二三
 クサギ 常山：…六六
 クズ 國栖：…六三
 クチナシゾメ（キアカノコロモを見よ）
 クボテ 窪手：…六六
 クメマイ 久米舞：…七二
 クリカワノクツ 烏皮鬪：…二五
 グ 供奉（オンウシロニコウスを参照）
 クレナイノキリバカマ 紅切袴
 婦人の袴で長袴のやうに長く曳かず身丈に作る。（ナ
 ガバカマ、ケイコ参照）
 クロキ 黒酒：…六五
 ケイ 警（ケイヒツを見よ）
 ケイコ 袴袴：…二三
 ウチギハカマとも讀む男子の東帯の略服が衣冠單、
 女子の五衣唐衣裳の略體なのが袴袴。（圖を見て知る
 べし）小袴は臣下のは堅織物として上紋なく色一定せ
 ず宮には二重織物として上紋あるも色は一定せず。袴
 は紅の精巧の切袴

ケイコウ 挂甲（カケヨロヒともいふ）
 ケイヒツ 警蹕
 陛下の出御に式部官警蹕を稱ふ、其の法、出御の時
 は「ケイヒツ」とケの音を長く引き、入御の時は「ケ
 ヒツ」とヒを引くといふとぞ。
 ケズリキ 削木：…六五
 グツカモン 月華門：…四七
 グツゾウドウ 月像幢
 中古即位式に用ひられた旗、高さ三丈、上に銀塗圓
 板に銀兎と蟾除と月桂樹と琉璃色の瓶を畫く、圓板
 より銀綿十七條を出す。その他日像幢と同じ。
 ケツテキ 闕殿：…二三
 ケンエイ 卷櫻：…四〇
 ケンジトギヨ 劍璽渡御：…一六
 ケンシユンモン 建春門：…三九
 ケンテウ 奉帳
 高御座の帳を奉げること
 ノメウブ 奉帳命婦
 奉帳をする女官、今は侍從之を奉仕す。（御帳臺は女
 官。紫宸殿の儀参照）
 ケンヨウドウ 顯陽堂：…六八
 ケンレイモン 建禮門：…三九

コ 鼓：…四〇
 ゴイシ 御椅子
 兩肘懸の有る御椅子
 コウサン 空蓋：…六六
 コウシツテンバン 皇室典範（八七頁を見よ）
 コウチギ 小袴：…二三
 女子の禮服。唐衣や裳を著ないで、上に打掛ける廣
 袖のもの。（ケイコ参照）
 コウヨウモン 高陽門：…七一
 コウレイデン 皇靈殿：…一五
 コウロゼンノゴホウ 黃植染御袍：…二三
 コクグンボクテイ 國郡卜定：…二七
 コクジ 國璽：…一六
 コクレウシ 告饗使：…二六
 ゴウブン 御告文：…一五
 ゴゴシヨ 小御所：…五五
 ココロバ 心葉：…六三
 ゴサイエ 御齋衣：…六二
 ゴサイモン 御祭文：…二五
 コジ 巾子：…四〇
 冠上高く起れる處、髻を挿す。
 ゴセイソウ 御正装：…七一



ゴセイフク 御正服…七五
 コセウ 胡床
 腰掛
 ゴタイレイフク 御大禮服…七一
 ゴセチノマイ 五節舞…七二
 コンイ 袞衣(コンベンを見よ)
 コンベン 袞冕…四
 唐風即位式に於ける天皇の禮服、袞は袞龍の模様ある御衣、冕冠は五色の玉數百を垂れた冠、玉冠とも天冠ともいふ。
 コンロウ 軒廊…四二
 ナイニイ 細纓(ホソエイに同じ)
 ナイシ 釵子
 中古以來女官の頭の髪を飾る簪の類、近古以來小さき鏡に玉を鑲めたやうな形になつた。
 ナイコク 齋國…二七
 ナイジャク 機着
 東帯の後に長く引ける裾を折り上げて身丈にし歩きよいやうにすること。昔は武官はいつも一にし文官は裾を引いたが、今回は大抵機着にせらる。裾をわづかに地に著くの義である。
 ナイゼウ 齋場…三一

サイデン 齋田…二七
 テンテイ 齋田點定…二七一
 ナイハイブトウ 再拜舞踏
 昔は焚香の儀、宣命朗讀等の済む毎に、典儀が「再拜」と高聲に呼ぶと一同再拜したり、或は再拜して舞踏したのである。舞踏は左右の袖を迭に翻して足踏して拜をするのである。手の舞ひ足の踏む所を知らずの意を表はしたものと云ふ。
 サイレウノゼゼウ 綵綾軟障…四六
 サエキモン 左掖門…四七
 サカキ 櫛、賢木…一
 サコンノサクラ 左近櫻…四二
 サシバ 翳
 軍配團扇のやうなものに長い柄を附けたもので、御菅蓋と同じ用法で、中古の御式に於て陛下の御頭上にかざしたものを、之を執る女官を執翳女嬬といふ。
 サルメ 猿女
 古式大嘗祭儀に出御入御の御前行をした女官。猿女の君の祖が天孫降臨の際御先導をした故事による。
 サンシヤホウヘイ 三社奉幣…二六
 サンシユノジンギ 三種神器…三
 サンソウノウツギダン 三層繼壇…四五



シイノワニ 椎の和惠…五三
 シウニヒトエ 十二單
 附式中五衣唐衣裳とあるのは即ち此の裝束で婦人の大禮装である。先づ白小袖を着、單を着、五衣表衣を重ね、上に唐衣として短いものを着る。袴は緋の精好で背面腰より長く別に裳を曳く。詳しくは繪を見て知るべし。
 シガイ 絲鞋…四〇
 シキモク 色目…一五
 シケツシキ 絲結式…五五
 シコ 司鼓…四〇
 シセウ 司鉦…四〇
 シシンデン 紫宸殿…四一
 シシンハン 四神旛
 唐式即位禮に用ひられた旛の一種で、青龍、朱雀、白虎、玄武の像を畫く、皆高さ三丈、上に片刃の戟を据ゑ下に旗をかける。
 シンク 脂燭
 松の割木を青紙に巻いたもので、燃えさしの灰を受ける爲に素焼の甕を胸にかけて居る。序にいふ紙燭は紙捻に油をひいて點するもの。
 シタウズ 襪

シタガツ (即ち今のクツシタ) の音便で、指の踏のない足袋。
 シタガサネ 下襲…四〇
 シバガキ 柴垣…五三
 シヤゼツ 蛇舌…四五
 シユンコウデン 春興殿…三三
 シヨシダイレイフク 女子大禮服
 洋装の禮服マント、ド、クール
 ジヨシチウレイフク 女子中禮服…一八
 ジヨシツウゼウフク 女子通常服…八二
 シロキ 白酒…六五
 シロチヨツキズボン 白下衣袴…三九
 シロノフタイ 白布帶
 袍を束ばる爲の白布の帶
 シンエツ 親謁…七六
 シンザ 神座…五八
 シンセウ 新嘗…三
 シンセン 神饌…一四
 神に捧げる御供膳
 シンデン 神殿…一五
 シンデン 寢殿…七二
 シンドリノニヨウカン 後取女官…六五

シンモン 神門
鳥居の事、古くはトリキの語なし。
スイエイ 垂櫻：四〇
スキ 主基
祭神：五二。風俗歌：六四。屏風：七一。齋
田：三〇。地方：二七。字義：五九。構殿：
：五四。
スシ 生絹
生絹を織つたまゝで湯にも何にも通さぬもの。練絹
は其の湯に通して用ふるものなれば生絹の清浄なる
に及ばず。
スノコ 簀子
竹椽をいふ。竹と竹との間を少しあけて並べる。
セイシン 正寝：七三
正殿
セイソウ 正装
武官の禮服で陸軍に正装といひ、海軍に正服とい
ふ。
セイフク 正服 (セイソウを見よ)
セウ 鉦：四〇
セウジ 床子：七一
セウカンドウ 承觀堂：六八

セウシウモン 承秋門：七一
セウテン 掌典：一五
セウメイモン 承明門：四七
セウレイフク 小禮服：二五
セキタイ 石帯 (ソクタイを見よ)
ゼゼウ 鞆障 (鞆は鞆の正字)：七一
セチエ 節會：六八
セヒエ 攝腰：四〇
セングリマキ せんぐり巻
昔は陛下筵道を御歩の節その御敷物を御歩の前に當
つて敷き御歩の後より直ちに巻いてしまつたが、今
度のは敷き詰めのみ、のやうに拜承する。
センソ 踐祚：二、一三
センソトソクタイ 踐祚と即位：二
ゼンタイヨダイサンレウ 前帝四代山陵：八三
大禮に關し奉告奉幣する歴代の山陵に昔は御定がな
かつたが、登極禮は神武天皇と、即位し給ふ天皇の前
四代の帝の山陵と定められたのである。
センネンノマツサンスイノズ 千年松山水圖：七一
センメウ 宣命：八三
大みことのりの和文なるを宣命といひ、漢文體なる

を詔勅といふ。紫宸殿の儀に於て即位の旨を昔は聲
よき官人に朗讀せしめられたが、今回は御親ら勅語
を賜ふのであるといふ。
ソクタイ 即位：一、二、四
ソクタイレイノヘンセン 即位禮の變遷：四
ソクタイ 束帶：二二
ソトタマガキゴモン 外玉垣御門：七七
ダイイチコウシキロポ 第一公式鹵簿：三三
ダイケウ 大饗：六八
デン 大饗殿：七五
ヤエン 大饗夜宴：七四
ダイゴクデン 大極殿：四
唐風の御即位式を行はれた頃の正殿
ダイゼウ 大嘗會：三
エ 大嘗會：五二
キウ 大嘗宮：五三
サイ 大嘗祭：五二
ノキゲンヘンセン 大嘗祭の起原變遷：三、五
ダイパン 臺盤：七一
タイヘイラク 太平樂：七五
タイレイシカンセイ 大禮使官制 (九一頁を見よ)
ダイレイフク 大禮服

附 錄

官位相當の禮服にて文官にいふ。
タカツキ 高坏：四一
タカマツノゼゼウ 高松軟障
千年松山水圖をえがいた軟障の別名。
タカミクラ 高御座：四四、四五
タシラカ 多志良加：六五
ダゼウカンテウ 太政官廳：五
タマガキゴモン 玉垣御門：七七
タンダイ 穗代：四五
タンデウ 短帖：三九
チウレイフク 中禮服 (セウレイフクを見よ) 女子中禮
服は一八頁を見よ
ヂチンサイ 地鎮祭
すべて殿舎を建てる前に、その平安を祈る祭
チハヤ 禊：六五
チンコンサイ 鎮魂祭 (又ミタマシツメノマツリ) ……
五四
ツウゼウフク 通常服
フロツクコートにいふ。
ツウゼウレイフク 通常禮服。燕尾服をいふ
ツギヒメ 次姫：六五

ハンビ 半臂：四〇
 ハンマン 班幔
 緋帛黄帛標帛を一幅づつ、取交せて縫つた幕。元來堅に縫付けたのを幔といひ、横にしたのを幕といふ。
 ヒオノヤマ 標山
 もと悠紀主基兩地方の關係員が大嘗宮前に參列する爲標識になるものを立てたのが段々贅澤になつて、終には所謂山車のやうなものとなりその曳出すのを見るものが上下とも非常に多く出たといふ。今は此の物無し。
 ヒカゲノイト 日蔭絲：六三
 ヒカゲノカズラ 日蔭蔓：五八
 ヒサシ 廂：四一
 殿舎の外側の方の間をいふ。例へば紫宸殿の中央の間を母舎といひ、その周囲の間を南廂、北廂、東廂、西廂といふ。
 ヒキタ 火炬手：五九
 ヒツ 躡
 ケイヒツと同じ。昔は出御にケエーと稱へ入御にヒヒと稱へたとぞ。
 ヒトエ 單：四
 ヒモロギ 神籬：一

ヒラオ 平結：四〇
 ヒラギヌ 平絹
 綾紋のない絹をいふ。
 ヒラシキ 平鋪：七一
 ヒラデバゴ 枚手宮(オンヒラデバゴを見よ)
 ヒラヤナグイ 平胡録：四〇
 フウゾクウタ 風俗歌：六四
 ノベウブ 風俗歌の屏風：七一
 ブタイ 舞臺：七一
 ブトウ 舞踏(サイハイブトウを見よ)
 ブラクイン 豊樂院：五、六八
 ブラクデン 豊樂殿：六八
 ブンコウ 焚香：四
 唐風即位式の時になされた儀で、殿前に二つの火爐を置き、香を焼いて上帝を祭る。全くの支那風である。
 ヘイキ 幣旗
 先帝即位式の時、舊來の唐風の旗類を改め幣を垂れた各種の旗を樹てられた。
 ヘイモツ 幣物：一四
 ベウブ 屏風：七一
 ヘン 版又は版位

式場に出る諸員の位置を示す木札で、まづ一升辨を伏せたやうな形。
 ベンカン 冕冠(コンベンを見よ)
 ベンデン 便殿：一七
 ホイヒトエ 布衣單：三一
 ホウ 袍
 東帯の時に著る上部の衣物をいふ。織地、色、地紋等官位によつて色々有る。
 ホウエキ 縫腋(又ヌヒノエキ)：一七
 ホウシユンモン 逢春門：七一
 ホウヘイ(ホウペイとも) 奉幣：二五
 シ 奉幣使：二五
 ボクグ 卜具：二九
 ボクテイ 卜庭：二九
 ホソエ 細纒：四〇(エイを見よ)
 ホノイ 本位
 威儀の——衛門の——、或は單に——に著くなど屢々出る詞だが、式場に於て夫々居るべく定められた場所をいふ。
 マガイ 麻鞋：五九
 マンザイラク 萬歳樂：七五
 ミカンコ 御巫

御巫神を祭る女で、昔、大嘗宮へ渡御の節御後に候したものの。
 ミキ 御酒：六六
 ミクラ 御座
 天皇のに高御座といひ、皇后のに御座といふ。
 ミケ 御食
 ケは食の義
 ミケゴモ 御食薦：六六
 ミズガキゴモン 瑞垣御門：七八
 ミダイバン 御臺盤：七一
 ミラウダイ 御帳臺：四六
 メイギドウ 明義堂：六八
 ミナミノヒサシ 南廂：四一
 メノシルズケ 海藻汁漬：六六
 モ 裳：二九(ジウニヒトエ参照)
 モコウ 帽額：四五
 モヒメ 最姫：六五
 モヤ 身舎又母舎：四一
 ヤエデウ 八重疊
 大嘗宮の神座に鋪く疊、厚疊七枚の上に御座一枚を敷き奉るといふ。
 ヤシロノシンモツ 八代神物：五五

337
233

終